

令和7年度 森林の多面的機能の維持・ 増進に向けたランドスケープアプローチの 導入に係る委託事業

海外事例調査

2026年3月

株式会社NTTデータ経営研究所
社会・環境システム戦略コンサルティングユニット

海外事例調査

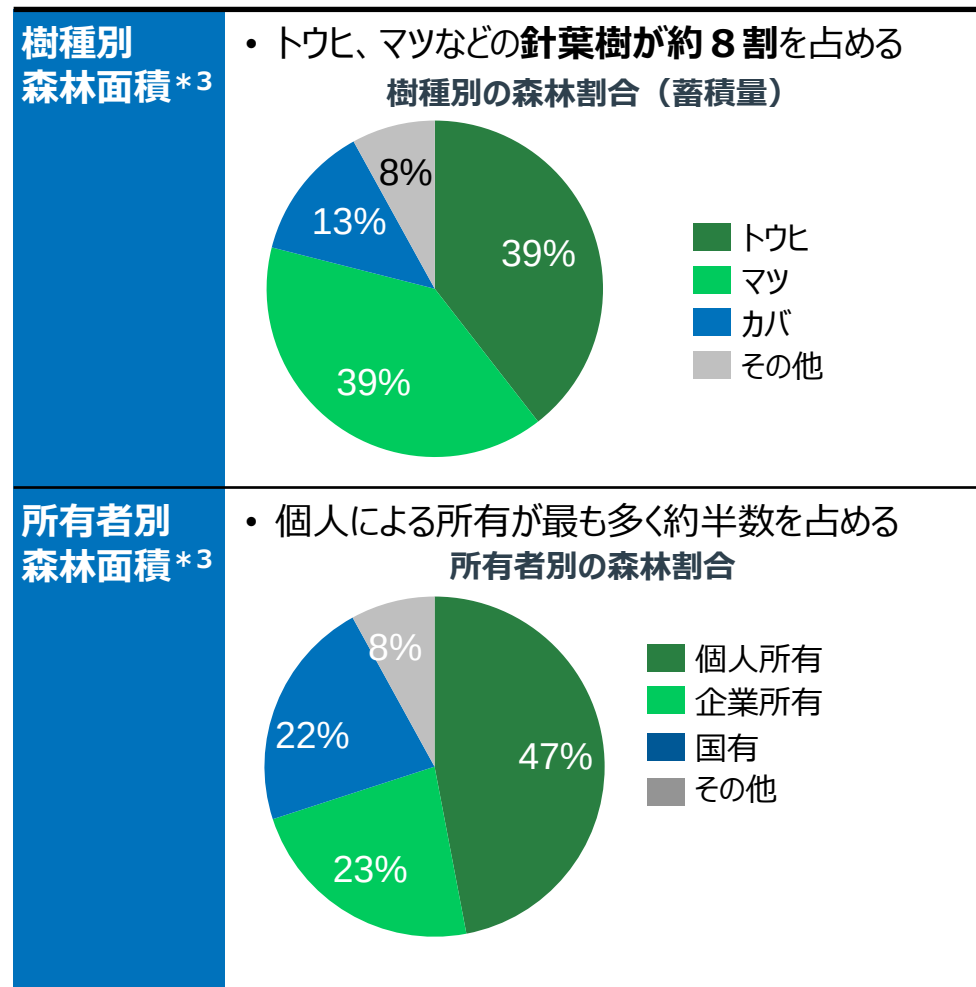
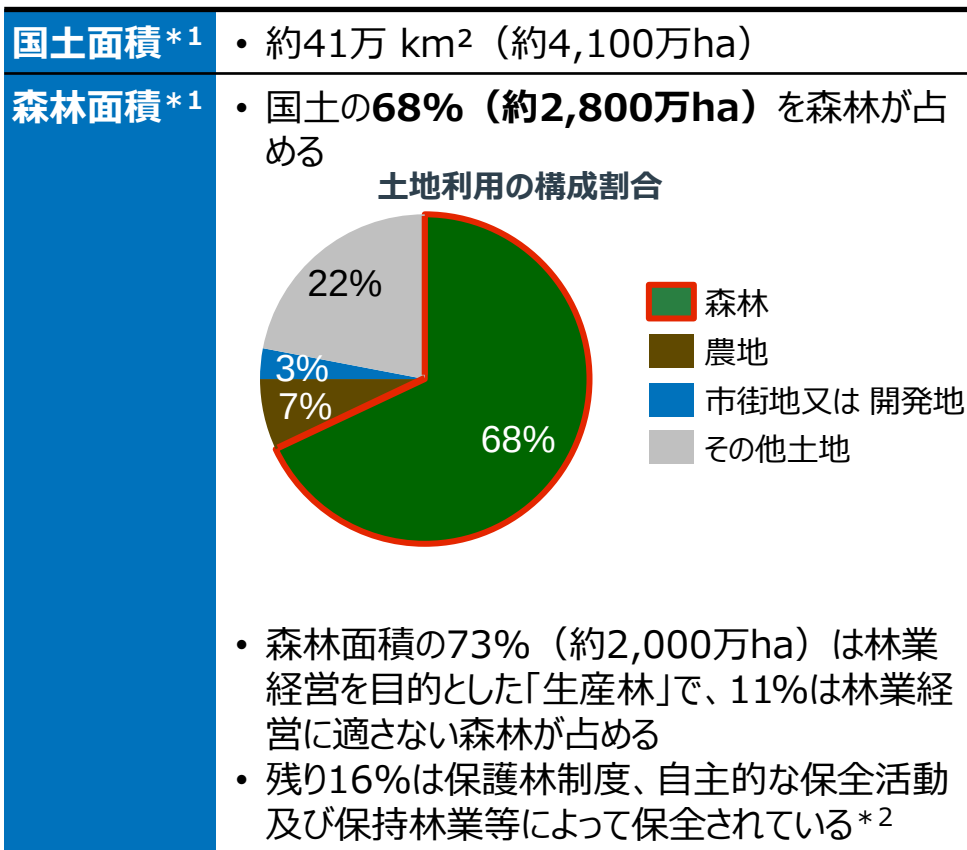
項目	内容
調査目的	他国政府の森林及び生物多様性に関する政策や、森林データの整備・公表状況について、各国の森林に関する基本的事項を共に整理する
調査内容	森林の基本情報 ➤ 国土面積 ➤ 森林面積（割合） ➤ 樹種別の森林面積（割合） ➤ 所有者別の森林面積（割合） ➤ 年間伐採量（木材供給量） ➤ 品目別木材輸入量 ➤ 品目別木材輸出量 ➤ 林業の産業としての位置づけ ➤ 森林認証の取得率
	森林に関する政策 ➤ 国家戦略、関連法規制、取組等の概要 ➤ 生物多様性保全に関する施策 ・ 森林法、伐採／開発に関する届け出制／許可制、生物多様性保全 ・ 保護地域エリアの設定
	森林に関するデータの状況 ➤ 森林に関するデータの整備状況（データ項目、情報収集の方法・頻度、データの提供形式、想定利用者） ➤ データの公表状況
対象国	スウェーデン、ニュージーランド、ドイツ、カナダ、韓国

海外事例調査 | スウェーデン



- スウェーデンは、国土の68%が森林であり、その多くはトウヒやマツ等の針葉樹が占める
- 所有形態は民有林が主体で、個人の所有が全体の47%と大半を占める

森林の基本情報（1/2）



Source: 以下サイトよりNTTデータ経営研究所が作成

* 1. [スウェーデン統計局 | スウェーデンの国土（2024）](#)

* 2. [スウェーデン森林庁 | スウェーデンの森林と林業（2024）](#)

* 3. [スウェーデン王立農業林業アカデミー | Forests and Forestry in Sweden \(2024\)](#)

海外事例調査 | スウェーデン



- スウェーデンは、製材品の輸出量は世界第3位であり、木材産業が重要な産業の一つである
- 森林認証を取得している1,470万haの生産林のうち77%がPEFCとFSCの二重認証を得ている

森林の基本情報（2/2）

年間伐採量*1 （木材供給量）

【2024年度（予測値）】

- 総伐採量は約**8,710万m³**
- ネット伐採量は約**7,030万m³**
- 毎年森林資源の**1%**が伐採されている

品目別 木材輸入量*2

【2024年度（予測値）】

- 丸太 約920万m³

品目別 木材輸出量*3

【2024年度の輸出量（予測値）】

- 丸太 100万m³
- 製材 1,300万m³
- 製紙 820万t
- パルプ 420万t

【特徴】

- 製材品の輸出量はロシア、カナダに次ぐ**世界第3位**

林業の 産業としての 位置づけ*3

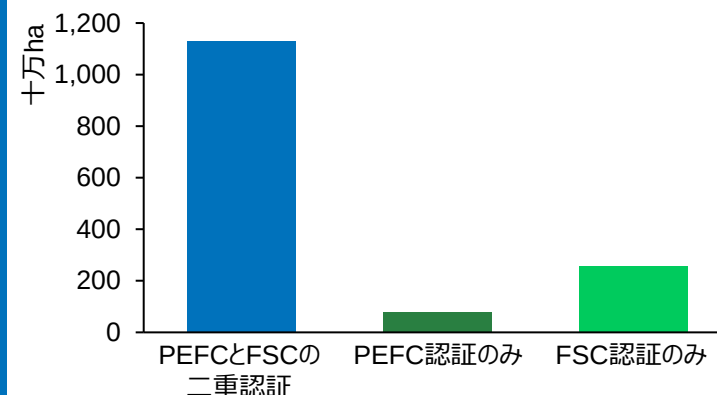
【2024年時点】

- 林業は主要な産業の一つであり、森林セクターの従業員数は14万人
- 森林産業の輸出総額は約1,850億スウェーデンクローナ（約2.7兆円）でこれは**全輸出の約48%程度**を占める

森林認証の 取得率*4

- 1,470万ha**が認証済み
- うち**77%**がPEFC、FSCの**二重認証**を得ている

森林認証を受けた生産林面積



Source: 以下サイトよりNTTデータ経営研究所が作成

- *1. [スウェーデン森林庁 | 伐採量（2024）](#)
- *2. [スウェーデン森林庁 | 丸太の貿易量](#)
- *3. Swedish Forest industries, UNECE等
- *4. [スウェーデン森林庁 | 森林認証面積（2024）](#)

海外事例調査 | スウェーデン



- ・ スウェーデンでは、森林法において、森林の伐採、再造林、環境配慮義務などが定められている
- ・ 基本方針として、経済活動と森林保全の両立を達成するために各種ルールが設けられている

森林に関する政策・法規制

名称	森林法（The Forestry Act）
所管	スウェーデン森林庁（Swedish Forest Agency）
概要	・ 森林の伐採、再造林、環境配慮義務等を定めた基本法 ・ 森林は再生可能資源として持続的に管理され、十分な収益を生むものでなければならないとする一方、自然、文化遺産等にも配慮する義務があるとしている
主な内容	【再造林】 ・ 再造林、播種及び自然更新によって植生回復を行い、再造林を行う場合は、その土地条件に適した手法を用いなければならない ・ 伐採後、3年以内に上記の方法で植生を回復させる必要があり、種数が少なすぎる場合は、植林を行わなければならない 【森林の伐採】 ・ 0.5ha以上の皆伐を行う際は、スウェーデン森林庁に事前の届出が必要 ・ 伐採が認められるには、①除伐や間伐、その他の方法で林分を育成・整備すること、②皆伐や択伐後に再造林を適切に行うこと、のいずれかが求められる ・ 皆伐は一定の樹齢に達するまで認められない 【自然保護及び文化資産】 ・ 森林の生物多様性を保全するとともに、文化遺産やレクリエーションなど文化的サービスにも配慮が必要であり、森林管理においては、その両立への配慮が重要である 【貴重広葉樹林（Noble broad leaves woodland）】 ・ ブナ、オーク等をはじめとする8種を「貴重広葉樹」とし、土地の70%以上が落葉樹で被覆されており、そのうち50%以上が貴重広葉樹で構成される森林を「貴重広葉樹林」として指定している ・ 「貴重広葉樹林」の伐採には許可が必要であり、再造林の際は「貴重広葉樹」を用いなければならない。 ・ 申請書には、再造林方法や自然遺産・文化遺産への配慮等を記載しなければならない

Source: [スウェーデン森林庁 | 森林法](#)

海外事例調査 | スウェーデン



- ・ 森林や生物多様性に関する政策の一つとして、国家環境目標がある
- ・ 目指すべき環境品質目標が定められ、その中には「持続可能な森林」、「豊かな動植物の多様性」なども含まれている

森林に関する政策・法規制

名称	スウェーデン環境目標（Swedish Environmental Objectives）
所管	スウェーデン環境保護庁（The Swedish Environmental Protection Agency）
概要	・ スウェーデン環境目標は、行政機関、経済界、その他の主体を含む社会全体の環境活動における指針としての役割を果たす ・ 環境問題を後の世代に先送りせず、今取り組むべきとして、国全体の環境保全の取組を方向付けることを目的として設定している
主な内容	【環境目標の構成】 ➤ 世代目標（General Goal）： 社会の各レベルにおける環境行動を促進することを目的として、生態系の回復、生物多様性の保全、及び自然・文化環境の保全等を重点項目とし、社会にどのような変化が必要かを示す ➤ 環境品質目標（Environmental Quality Objectives）： スウェーデンが達成を目指す環境の品質を示す。全部で16の項目があり、健全に機能する森林・農地生態系などが含まれる。定期的にフォローアップ、評価が行われる ➤ 中間目標（Milestone Targets）： 世代目標及び環境品質目標の達成を促進するため、政府は優先分野において中間目標を設定 【環境品質目標のうち、生物多様性・森林に関する目標】 ・ 「持続可能な森林」では、「森林および森林土地の生物生産における価値は保護されなければならない。同時に、生物多様性、文化遺産、そしてレクリエーション資源も保全されなければならない」とされている。また、生物多様性や生態系サービスの保全、森林の自然的・文化的遺産価値が保全されること等が定められている ・ 「豊かな動植物の多様性」では、自然に存在する生息地および種が良好な保全状態にあること、景観レベルでの生物多様性が保全されていること等が定められている



- ・ 生物多様性に関する戦略としては「国家生物多様性戦略」とその行動計画が定められている

森林に関する政策・法規制

名称	国家生物多様性戦略・行動計画（NBSAP: National Biodiversity Strategy and Action Plan）
所管	スウェーデン気候・企業省（Ministry of Climate and Enterprise）、環境保護庁、森林庁等
概要	2026年2月に「スウェーデンの生物多様性戦略とその行動計画」を公表
主な内容	【主要目標】 1. 生物多様性損失の停止・反転：2030年までに生物多様性の減少傾向を止め、生態系を回復軌道へ 2. 生態系サービスの維持・強化：水浄化、炭素固定などの機能確保、気候変動対策と生物多様性を統合 3. 社会全体への主流化：すべての政策分野に生物多様性を組み込む、経済・産業政策との統合 4. EUの生物多様性フレームワークへの貢献 【優先項目】 1. 保全、保護の強化：陸域・海域の保護区域の拡大、価値の高い森林・湿地の優先保護、生態系の復元 2. 持続可能な利用：生物多様性に配慮した森林施業、伝統的管理の再導入、化学物質等の削減 3. 遺伝的多様性の確保：遺伝資源保全、侵略的外来種の監視と管理 4. 政策への統合：土地利用・都市計画への生態系配慮 5. 知識・データ・モニタリング：生物多様性データの整備 等 【達成指標】 1. 生物多様性状態指標：レッドリスト種の数・傾向、良好な保全状態にある生息地割合 2. 保護面積指標：陸域・海域の保護率、自主的保全（セッタサイド）面積 3. 生態系機能指標：森林の炭素貯蔵量、水質改善状況、花粉媒介昆虫の動向 4. 農林業関連指標：生物多様性配慮型施業面積、農地景観の多様性指数 5. 気候関連指標：気候影響を受ける種のリスク変化、気候適応型管理の導入状況 等

海外事例調査 | スウェーデン



- 国家森林プログラムでは、森林を持続可能なバイオエコノミーの基盤として位置づけ、持続可能な森林管理を推進している

森林に関する政策・法規制

名称	スウェーデン国家森林プログラム・行動計画
所管	スウェーデン政府、スウェーデン森林庁
概要	2018年に国家森林プログラムを制定。森林を「持続可能なバイオエコノミーの基盤」と位置づけ、経済・環境・社会のバランスをとる長期戦略となっている - 同年に、持続可能な森林管理を基本とするアクションプランとして具体的な措置を「森林行動計画」において整理
主な内容	【目的】 - 森林を活用した持続可能な社会の実現（気候変動対策、経済成長と雇用創出、地方活性化） - 森林の経済的価値の創出・高度化、社会的価値（レクリエーション・文化）の維持 - バイオエコノミーへの貢献拡大 - 長期的で安定した森林利用のルールの形成 【活動内容】 - 政府、森林産業、研究機関、市民社会が参加する協働型プラットフォームを通じて実施され、5つの重点分野を軸に行われる 持続可能な森林経営（森林の成長とCO2吸収の強化、生物多様性保全との両立、長期的な資源管理） 森林の多目的利用による雇用創出と地方経済の活性化 - 世界水準のイノベーションと高付加価値木材の利用 - 国際協力における持続可能な森林利用の推進 - 持続可能な森林利用のための知識向上（森林面積・保護状況の統計整備含む） - 対話と協働による政策運営（政府・企業・市民の連携、ステークホルダーの対話による合意形成）

海外事例調査 | スウェーデン



- スウェーデンでは、森林の基礎情報が統計データとして公表されている
- SBDIでは生物多様性に関する各種データに誰でも検索・アクセスすることができるようになっている

森林に関する公表データの一覧

データ名	概要	提供機関	データ項目	提供形態	想定利用者
森林統計データ*1	森林の基本情報について統計データを公開	スウェーデン統計局 (データの作成はスウェーデン農業科学大学、スウェーデン林野庁等)	- 木材蓄積量 - 樹種別面積 - 成長量 - 立木量 - 植生条件	- JSON - Excel - PxWeb	研究者、政策立案者等を想定していると考えられる
デジタル森林オープンデータ*2	林野庁が森林の経済・環境・気候価値を最大化するためのオープンGISデータを提供	森林庁	- 森林価値・文化財情報マップ - 森林属性マップ（樹高、立木量、バイオマス、樹種分布） - 森林被害マップ	WebGIS	研究者、政策立案者等を想定していると考えられる
環境保護庁が提供するオープンデータ*3	環境保護庁が提供するオープンデータ	環境保護庁	- Natura2000保護区域 - 生息地区画/重点生物地形 - 生態系サービス空間データ - 汚染源・水資源・湿地分布	データにより異なる	研究者、政策立案者等を想定していると考えられる
スウェーデン生物多様性データ基盤（SBDI）*4	生物多様性に関するデータプラットフォームでGBIFのスウェーデン拠点	SBDIコンソーシアム	生物多様性に関する多様なデータセットが登録されている（241データセット）	データにより異なる	- 研究者 - 政策立案者 - その他の関係者

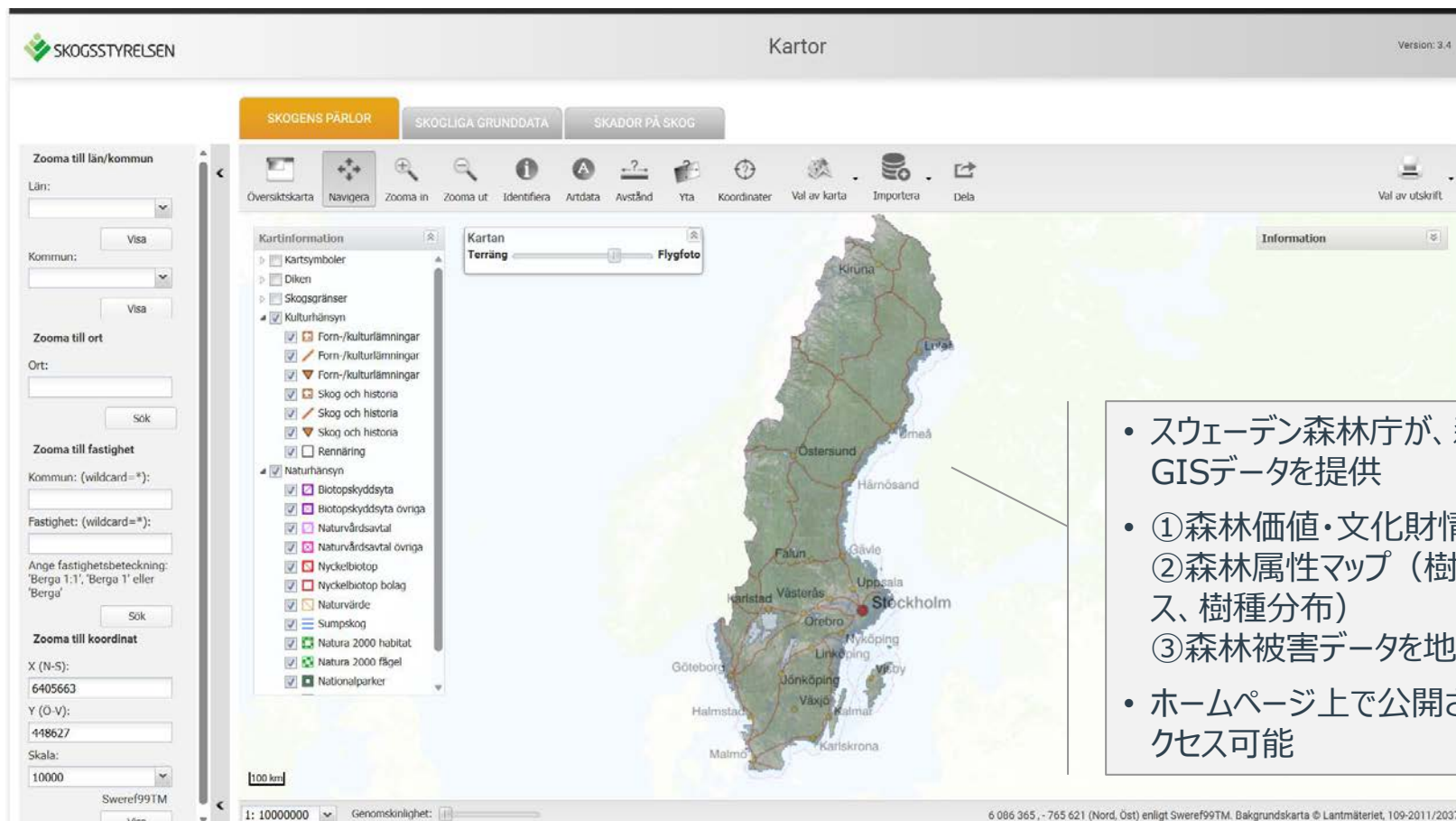
Source: *1. [スウェーデン統計局 | Agriculture, forestry and fishery](#)
*2. [Digital Open Forest data - Skogsstyrelsen](#)
*3. [The Swedish Environmental Protection Agency's open data](#)
*4. [SBDI: Swedish Biodiversity Data Infrastructure | Open access to Sweden's biodiversity data](#)

海外事例調査 | スウェーデン



- スウェーデン森林庁は森林属性・被害・文化財情報をGISデータとして公開し、誰でもアクセス可能な環境を整備している

デジタル森林オープンデータ (Digital Open Forest Data)



- スウェーデン森林庁が、森林に関するオープンGISデータを提供
- ①森林価値・文化財情報
②森林属性マップ（樹高、立木量、バイオマス、樹種分布）
③森林被害データを地図上で確認可能
- ホームページ上で公開されており、だれでもアクセス可能

Source: [スウェーデン森林庁 | Digital Open Forest Data](#)

- SBDIは生物多様性に関する様々なデータセットを検索できるプラットフォームとなっている

スウェーデン生物多様性データ基盤（SBDI: Swedish Biodiversity Data Infrastructure）

SBDIは、データ検索や分析を支援するためにいくつかのプラットフォームを提供している。森林に関連のあるものとしては以下が挙げられる。

① Bioatlas（バイオアトラス）

Living Atlasesプラットフォームを基盤とした中核ツール
：生物多様性データセットの検索・閲覧、種の分布のマッピング、
観察データと環境レイヤーの重ね合わせ可視化

② Spatial Portal（空間ポータル）

種の出現記録を空間情報として可視化、環境データレイヤーを用いた空間解析の実施

※森林に関しては、統計局の森林統計データがメイン

③ BioCollect（バイオコレクト）

研究者やボランティア向けのインターフェース
：新しい生物多様性データの収集・整理、標準化された調査手法の活用、データセットをSBDIへ公開

④ ASV Portal（分子データ）

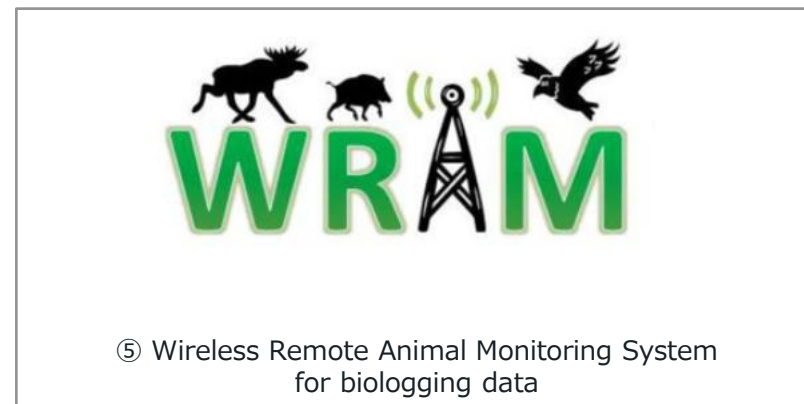
アンプリコン配列変異（ASV）データ（メタバーコーディングや遺伝的多様性データ）へのアクセスを提供

⑤ Biologging Data Portals

動物の移動データやセンサーデータ（位置情報、活動量、生理データなど）を扱うポータル



① Spatial Portal – visualize and analyze biodiversity data



⑤ Wireless Remote Animal Monitoring System for biologging data

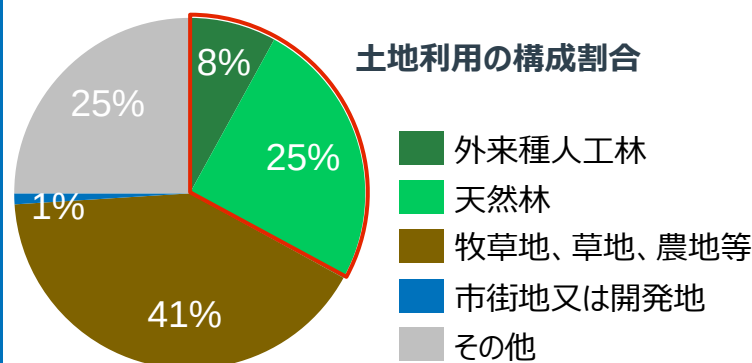
海外事例調査 | ニュージーランド



- ・ニュージーランドでは、自然林（自然保全省所管）と人工林（第一次産業省所管）が区別されて認識・管理されており、自然林は厳格に保全され、人工林が木材供給の役割を果たしている

森林の基本情報（1/2）

国土面積	約27万km ² （約2,700万ha）
森林面積*1 *2	・国土の37%（約1,000万ha）を森林が占める ・森林面積のうち、天然林は800万ha*3 ・210万haの人工林のうち、170万haが林業経営を目的とした生産林である ・国有地の天然林は環境保全省が保全を担っており、基本的に伐採は禁止 ・人工林は一次産業省が所管しており、木材の供給の多くが人工林からのものである



樹種別 森林面積の 割合*3, 4	【概要】 ・天然林（640万ha*3）は、3分の2にあたる400万haにはブナ類が存在し、そのうちの半分にあたる200万haはブナの純林である ・人工林の約90% はラジアータマツ。ダグラスファーが 5%、その他ユーカリ等										
	樹種別の森林割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種別の森林割合</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラジアータマツ</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>ダグラスファー</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>針葉樹</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>広葉樹</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	樹種別の森林割合	割合	ラジアータマツ	90%	ダグラスファー	5%	針葉樹	2%	広葉樹	2%
樹種別の森林割合	割合										
ラジアータマツ	90%										
ダグラスファー	5%										
針葉樹	2%										
広葉樹	2%										
所有者別 森林面積の 割合*4	・天然林800万haのうち、520万ha（65%）は政府が管理しており国立公園等に所在 ・人工林（210万ha）の96%は民有地										

Source: 以下サイトよりNTTデータ経営研究所が作成

*1. 第一次産業省 | [About New Zealand's forests](#)

*2. NZ統計局 | [ニュージーランドの土地被覆構成（2023）](#)

*3. 環境保全省のHPでは640万haとの記載あり

*4. 第一次産業省 | [National Exotic Forest Description（2025）](#)

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

海外事例調査 | ニュージーランド



- ・ ニュージーランドでは、人工林を基盤に林業が成立しており、高い森林認証率のもとで輸出をメインとした木材供給が行われている

森林の基本情報（2/2）

年間伐採量*1 (木材供給量)	【2025年度】 ・ 総伐採量は3,220万m³（推定値） ・ 伐採量の約91%はラジアータマツが占め、次いで約7%はダグラスファーが占める	林業の産業としての位置づけ*4	・ 2025年の林産物輸出額の総計は 62.8億ドルで、その55%が中国向け ・ 2024年の林業のGDPへの寄与は360億ドルで、GDPの1.3%を占める ・ 森林関連の産業は、約4万2千人の雇用を支える（林業、伐採、木材生産、木材加工）
品目別木材輸入量*2	【2025年度】 (丸太換算量) ・ 丸太 18万m³ ・ 製紙・板紙 219万m³ ・ 木質パネル 58万m³ ・ パルプ29万m³	森林認証の取得率*5	・ 2020年時点で、人工林の約65%が FSC 認証を取得 ・ 同じく人工林の20%が PEFC認証を取得 ・ なお、PEFC認証を取得している人工林はすべて FSC認証も取得
品目別木材輸出量*3	【2025年度】 (丸太換算量) ・ 丸太・木材チップ 2,217万m³ ・ 製材品・枕木 334万m³ ・ パルプ 219万m³ ・ 紙・板紙 91万m³ ・ 木質パネル 81万m³		

Source: 以下サイトよりNTTデータ経営研究所が作成

* 1. [第一次産業省 | National Exotic Forest Description 2025](#)

* 2. [第一次産業省 | Imports by forest product years ended 31 December 2003 to 2025](#)

* 3. [第一次産業省 | Exports by forestry product - years ended 31 December 2004 to 2025](#)

* 4. [第一次産業省 | Wood product markets data](#)

* 5. [APEC SOM Steering Committee on Economic and technical Cooperation | Achieving the APEC 2020 Forest Cover Goal](#)

海外事例調査 | ニュージーランド



- ・ 森林の伐採に関しては、森林法にて在来樹木の伐採等に関する規定が定められている他、合法伐採保証制度を導入予定

森林に関する政策・法規制

名称	森林法（Forests Act 1949）
所管	ニュージーランド森林局（New Zealand Forest Service）
概要	・ 在来樹木の伐採、製材、輸出に関する規則を定めた基本法 ・ 個人が所有する森林（私有林）のうち、自然更新により再生した森林（再生二次林）にのみ適用される ・ 土地所有者が私有資産から経済的利益を得る権利を有することを認める一方、健全な森林と多面的機能が発揮された生態系を維持する責任を有することを明記している
主な内容	・ 新たに在来樹種を植林する場合は、同法は適用対象外となる。伐採を目的として在来樹種を植林する場合、または将来的に伐採する可能性がある場合は、ニュージーランド森林局に「植林在来樹種証明書」を申請する必要がある ・ 「持続的な森林管理」とは、「土地が持つ自然の価値を維持しつつ、生態系サービスを長期的に供給し続けられること」と定められており、個人の所有地に成立する原生林または再生二次林から樹木を伐採及び木材を製材する場合、「持続可能な森林管理」が求められる ・ 国立公園等に位置する国が管理する自然林については、原則伐採は禁止

Source: [第一次産業省 | 1979年改正森林法の要約](#)、[林野庁 | 合法伐採木材等に関する情報](#)

名称	合法伐採保証（Forestry Legal Harvest Assurance）
所管	ニュージーランド第一次産業省（Ministry for Primary Industries）
概要	・ ニュージーランド政府は、ニュージーランドの林業の国際的な信頼性を強化することなどを目的に、木材が「合法的に伐採されたものであることを保証する制度」を2027年8月に施行予定
主な内容	・ 森林所有者、木材を伐採する権利を持つ者等は、以下の義務を負う ➢ 木材を取引する際に合法伐採に関する情報を提供すること ➢ 提供した情報の記録を保存すること ➢ 情報に変更があった場合は更新すること ・ 丸太の購入、輸出、加工、木材加工、木材製品の輸出入を行うものは、一次産業省への登録が必要

海外事例調査 | ニュージーランド



- ・ニュージーランドでは、資源管理法を抜本改革し、土地利用・開発と生物多様性保全を全国一律の新たな枠組みで統合的に管理しようとしており、新法では「先住生物多様性のネットロスなし」を明確な基準として設定

森林に関する政策・法規制

名称	資源管理法（RMA: Resource Management Act 1991）
所管	ニュージーランド環境省（Ministry for the Environment）
概要	・天然資源及び物的資源の持続可能な管理の推進を目的とし、土地、水、大気、土壌、鉱物、エネルギー、動植物等に係る保全、利用等のあり方を定めた、産業活動、社会活動等全般に広く関係する法律 ・これまで都市計画や農村計画、土壌保全等について個別の法律で規定していたものを、国及び地方自治体の役割等について共通化し包括的に規定 ・法律はニュージーランド環境省が所管し、全国環境政策方針（National Policy Statement）や全国環境基準（National Environmental Standards）等の策定を行う一方、具体的な方針や計画の策定及び環境に影響を及ぼす様々な行為の管理等の法執行は地方自治体が担っている
主な内容	【生物多様性に関する内容】 ・現在、政府はRMAに代わり、①土地利用と②天然資源管理に分割した2つの法案を導入する方針を進めている ・2025年12月に議会に提出されており、2026年内の成立・施行が見込まれる ① 計画法（Planning Act）：土地利用計画、空間計画、開発・インフラ整備に関する規定 ② 自然環境法（Natural Environment Act）：生態系、淡水、大気、生物多様性など自然環境の保全及び向上を目的とする規定 ・自然環境法では、在来の生物多様性のネットロスなしの達成を目標とする「在来の生物多様性に関する必須の生態系健全性基準（Compulsory Ecosystem Health Limit）」を設定 ・在来の生物多様性の管理・保護に関する全国一律の規則および基準（nationally consistent rules and standards）も導入

海外事例調査 | ニュージーランド



- 生産林国家環境基準では、林業生産に伴う環境影響を全国一律の基準で管理し、環境保全と林業活動の効率性と管理の確実性を同時に高めることを目指している

森林に関する政策・法規制

名称	生産林国家環境基準（NES-CF: National Environmental Standards for Commercial Forestry）
所管	ニュージーランド環境省
概要	- 生産林国家環境基準（NES）は、1991年資源管理法（RMA）に基づき制定される規則であり、次の内容を定める - RMA の対象となる事項に関する技術基準、手法、要件を規定すること - 特定の活動について、地方議会の計画要件を設定し、全国で一貫した規則を提供すること - NESの1つである生産林国家環境基準（NES-CF） の目的は次のとおり - 林業生産活動に関連する環境成果を維持または改善すること - 林業生産活動の管理における効率性と確実性を高めること
主な内容	【NES-CF の仕組み】 - NES-CF は、環境への影響を及ぼす可能性のある、8つの主要な林業生産活動を対象としている - 再造林 - 枝打ち及び間伐後の残材処理（伐採した樹木を現地に残す選択的伐採） - 土木作業 - 河川横断構造物 - 林業採石（植林または隣接する土地の森林管理のために、岩石、砂、砂利を採取する行為） - 伐採 - 機械による地拵え - 再植林 - NES-CFは適切な森林管理に基づいており、多くの地域では、林業事業者が活動を許可する条件を満たすことができれば地方自治体からの「資源同意（Resource Consent）」を取得しなくても林業活動を行うことができる。しかし、侵食リスクが非常に高い土地では、多くの活動について地方自治体からの資源同意が必要。また、林業事業者が許可活動の条件を満たせないと判断する場合にも、資源同意を取得する必要がある

海外事例調査 | ニュージーランド



- ・ 生物多様性保全に関する国家戦略が策定されており、地域レベルで確実に実行する仕組みを構築している

生物多様性に関する政策・法規制

名称	National Policy Statement for Indigenous Biodiversity (NPSIB)
所管	ニュージーランド環境省
概要	・ 2023年に制定された陸域の固有生物多様性の損失を食い止めることを目的とした国家レベルの政策指針 ・ 地方自治体（地域評議会・地区評議会）に対し、以下を義務付けている ・ 重要自然地域（SNA: Significant Natural Areas）の特定・地図化 ・ 固有種および生態系の保護・維持・回復 ・ 開発行為や土地利用による悪影響の管理

Source: [ニュージーランド環境省 | National Policy Statement for Indigenous Biodiversity](#)

名称	ANZBS: Aotearoa New Zealand Biodiversity Strategy
所管	ニュージーランド環境保全局（Department of Conservation）
概要	・ ニュージーランド政府が策定した長期的な国家戦略で、生物多様性の保全と再生を目的としている ・ 2020年に発表され、2050年までの30年間にわたる行動指針を示す ・ 「生物多様性条約（CBD）」に基づくニュージーランドの行動計画であり、気候変動対策や持続可能な開発政策とも連携する国家・地域・地方レベルで実施される保全活動を推進するためのロードマップである ・ 以下の課題への対処を目的とし、政府は実施計画の策定と行動のモニタリングを行う ・ 気候変動 ・ 外来種・侵略的生物 ・ 種の乱獲・過剰利用 ・ 土地や海の利用方法 ・ 汚染

Source: [Department of Conservation | About New Zealand's biodiversity strategy](#)

海外事例調査 | ニュージーランド



- ニュージーランドでは、森林・土地被覆・生物多様性データを統合的に公開し、政策立案や管理判断に直接活用できるデータ基盤を構築している

森林に関する公表データの一覧

データ名	概要	提供機関	データ項目	提供形態	想定利用者
National Exotic Forest Description (NEFD)* ¹	- 国有林外来種に関するデータ - ニュージーランドの外来樹種で植栽された生産林（木材、木質繊維の生産を主目的として植林された外来樹種の森林）に関する情報を提供	- 第一次産業省 - 森林局 - 森林所有者組合（New Zealand Forest Owners Association） - 農林業組合（New Zealand Farm Forestry Association）	- 植林地の面積、樹種分布、立木材積、所有形態 - 伐採、植林、齢級別の森林面積、木材供給地域	報告書（PDF）	- 研究機関 - 林業セクター - 木材加工産業 - 政策立案者 - 計画担当者 等
Our Environment* ²	土地、土地資源、景観の様々な側面を示すオンラインの無料地図やレポートを提供	Landcare Research（New Zealand Institute for Bioeconomy Scienceの一機関）	【NZ Land Atlas】 - 地形、土地利用適性、生息地、エコシステム等の地図データ 【NZ Land Cover Change】 - 土地被覆の変化、（1996年～2023年）	WEB（インタラクティブDB）	- 研究機関 - 産業界 - 公的機関 - 一般
GBIF New Zealand — 生物多様性データネットワークスペース* ³	種の出現データ（観測記録）や標本データなどの検索・取得が可能	国際的な生物多様性情報施設（GBIF）のニュージーランド支部	森林や自然生息地に生息する動植物のデータ	WEB	- 研究機関 - 産業界 - 公的機関 - 一般

Source: * 1. [National Exotic Forest Description \(NEFD\) – Dataset](#)
 * 2. [Simplified Land Cover » Maps » Our Environment](#)
 * 3. [GBIF New Zealand](#)

海外事例調査 | ニュージーランド



- Our Environmentのウェブサイトはニュージーランドの土地被覆、土地適性、植生、生態系などの様々な側面を示す地図やレポートを無料で提供している

Our Environment

The screenshot displays the 'Our Environment' website interface. The top navigation bar includes 'OURENVIRONMENT', 'Maps & Tools', 'Data Provenance', 'Terms of Use', 'Help', 'Log in', and 'Manaaki Whenua Landcare Research'. The main map area shows New Zealand with various colored overlays representing different ecosystems. A sidebar on the left contains a 'SEARCH' bar, 'MY LAYERS' section, and 'ADD/REMOVE LAYERS' options. The 'ADD/REMOVE LAYERS' section lists 'Context layers' and 'Science and content layers'. Under 'Science and content layers', 'Ecosystem Characteristics' is selected, showing a list of categories: Marine, Urban, Coastal, Alpine, Agriculture, Tussock Grassland, Wetland, Other, Shrubland, Alpine Shrubland, and Exotic Forest. The 'LEGEND' section at the bottom left provides details for the 'Agriculture' layer, including 'Alpine gravel and rock; Permanent Snow and Ice; Alpine Grass/Herbfield. (Source - LCDB2)' and 'Agriculture Short rotation cropland; Vineyards; Orchards and other perennial crops; High and low producing'. The 'METADATA' section on the right provides information about the 'Basic Ecosystems (2002-2008)' layer, stating it was derived from three existing data layers: Land Use Map (LUM) from the Land Use Carbon Forests (Shepherd et al. 2002), Indigenous forest LCDB2 to form basic ecosystems classes. When was determined from the EcoSat Forests layer. The basic types: beech forest; podocarp-broadleaved produce a recent 2008 layer the LUM was used for mapping was performed using 15 m pixels, which is visible on the map up to 1:50,000 scale.

「ADD/REMOVE LAYERS」から「Ecosystem CHARACTERISTICS」を選択すると、生態系区分別の土地被覆マップを表示できる

Alpine gravel and rock; Permanent Snow and Ice; Alpine Grass/Herbfield. (Source - LCDB2)

Agriculture
Short rotation cropland; Vineyards; Orchards and other perennial crops; High and low producing

Basic Ecosystems (2002-2008)

This layer was derived from three existing data layers: Land Use Map (LUM) from the Land Use Carbon Forests (Shepherd et al. 2002), Indigenous forest LCDB2 to form basic ecosystems classes. When was determined from the EcoSat Forests layer. The basic types: beech forest; podocarp-broadleaved produce a recent 2008 layer the LUM was used for mapping was performed using 15 m pixels, which is visible on the map up to 1:50,000 scale.

2 Layers selected

Take the tour Explore map

Source: [MANAAKI WHENUA Landcare Research | Our Environment](#)

海外事例調査 | ニュージーランド



- GBIF New Zealandでは、種の出現データ（観測記録）や標本データなどの検索・取得が可能

GBIF New Zealand

The screenshot displays the GBIF New Zealand website interface. At the top, there is a green navigation bar with the GBIF logo and the text 'New Zealand'. Below this, a secondary navigation bar contains links for 'About', 'Data', 'Resources', and 'News'. The main content area features a search bar with the following filters: 'Basis of record', 'Scientific name : Rossbeevera pachydermis', 'Year', 'Occurrence status', 'Issues and flags', 'Type status', and a 'more' button. Below the search bar, it indicates '857 results with coordinates'. A sidebar on the left shows '1 result' for 'Rossbeevera pachydermis' with a date of '3 Jan 2026' and a small image of the organism. Below this, there is a promotional banner for GBIF New Zealand with the text 'Explore biodiversity data for Aotearoa New Zealand and learn how you can contribute.' and buttons for 'Explore data' and 'Learn more'. At the bottom of the sidebar, there are four icons representing different data types: 'Occurrences' (19,214,366), 'Species lists' (4), 'Publishers' (22), and 'Datasets' (188). The main area on the right shows a map of New Zealand with numerous orange dots indicating the locations of the recorded occurrences. A text box is overlaid on the map with the text: '生物の出現記録をマップ上で確認したり、写真を確認したりすることができる'.

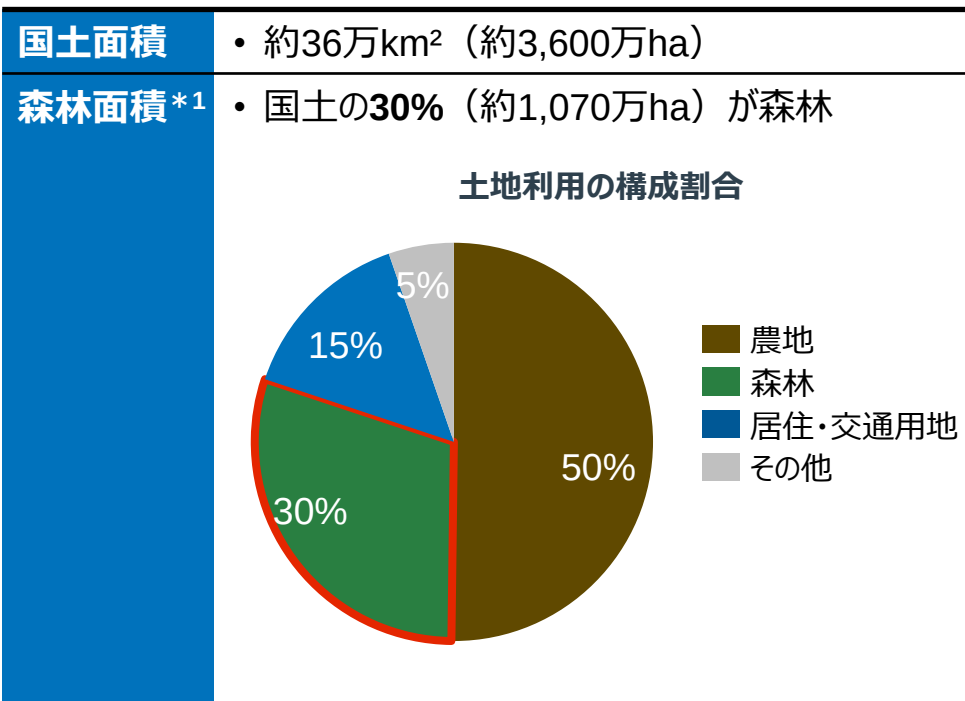
Source: [GBIF New Zealand | https://www.gbif.org/nz/](https://www.gbif.org/nz/)

海外事例調査 | ドイツ



- ドイツでは、国土の30%が森林であり、針葉樹と広葉樹の割合は比較的均衡している
- 所有形態別には、森林面積の約 3 分の 2 を民間が所有している

森林の基本情報（1/2）

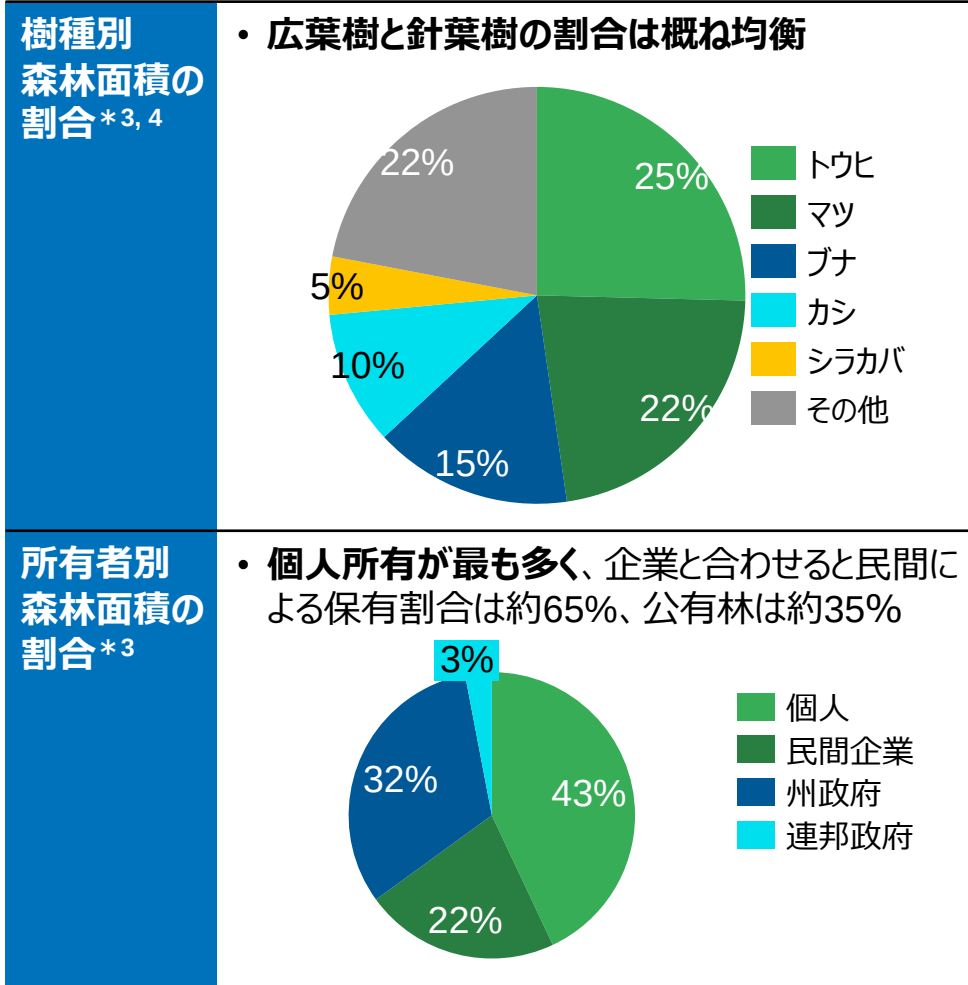


Source: 以下サイトよりNTTデータ経営研究所が作成

*1: [ドイツ連邦統計局 | 土地利用 \(2024\)](#)

*2: [連邦森林インベントリ | 樹種別の森林面積 \(2022\)](#)

*3: [ドイツ連邦統計局 | 所有者別の森林面積 \(2022\)](#)



海外事例調査 | ドイツ



- 比較的高い森林認証の取得率を軸に、林業を主要産業として成立させている

森林の基本情報（2/2）

年間伐採量*1 (木材供給量)

- 2022年の総伐採量は **7,870万m³**

品目別 木材輸入量*2

- 【2024年度】
- 丸太 410万m³
- 製材品 290万m³
- 燃料材（ペレット及びブリケット） 71.5万m³

品目別 木材輸出量*2

- 【2024年度】
- 丸太 750万m³
- 製材290万m³
- 燃料材（ペレット・ブリケット） 84.2万m³

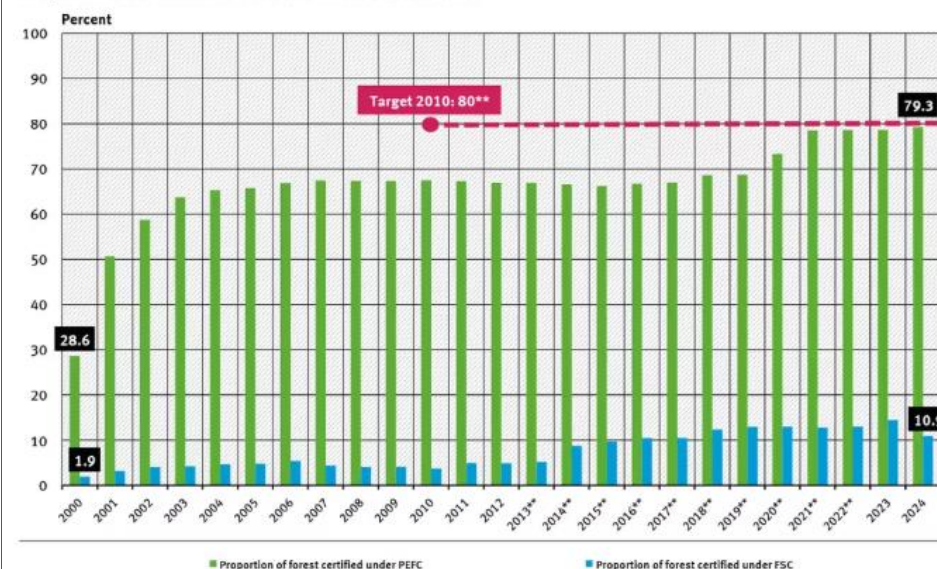
林業の 産業としての 位置づけ*3

- 林業従事者は**100万人以上（2020年）**を擁し、約80万人とされる自動車産業を上回る雇用を生み出している
- 林業部門の生産額は**71億ユーロ**

森林認証の 取得率*4

- 2024年時点で**PEFC認証取得率は79.3%、FSC認証は10.9%**
- ドイツ政府は2010年までに高品質の環境基準により認証される森を**80%まで拡大すること**を目標としていたが、いまだ達成されていない

Proportion of forest area certified under PEFC or FSC*



Source:以下サイトよりNTTデータ経営研究所が作成

*1 [Destatis | Timber logged remaining at high level - 78.7 million cubic metres in 2022](#)

*2 UNECE | Market Statement

*3 [Thünen-Institut | The economic situation of the forestry and timber industries in Germany](#)
[Thünen Institute | Economic Accounts](#)

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

22

*4 [ドイツ連邦環境庁 | Indicator: Sustainable forestry](#)

海外事例調査 | ドイツ



- 連邦国家であるドイツでは、連邦森林法で持続可能な森林管理の原則を定めつつ、具体的な管理・運用は州森林法に委ねることで、全国的な一貫性と地域特性の両立を図っている

森林に関する政策・法規制

名称	連邦森林法（Federal Forest Act（BWaldG: Bundeswaldgesetz））
所管	連邦食料・農業・地域アイデンティティ省（BMLEH）
概要	1975年に制定されたドイツの基幹的な森林に関する法律で、森林の保全・持続的管理・林業の振興を目的とする法制度 - 森林の多面的機能（地球温暖化の防止、水源涵養、土壌保全、レクリエーション等）を保全しつつ、森林経営を促進する枠組みが示されている
主な内容	【規定】 - すべての森林所有者は「持続可能で適切な管理」の義務を負う。詳細は連邦州によって各地域で定められるが、一定の規模（通常50ha）以上の森林管理ユニットには、定期的な(通常10年)森林管理計画の策定が要求されている - この計画の中心項目は、AAC（Annual Allowable Cut：年間許容伐採量）の算定と管理である。持続可能な森林経営に関するより具体的な基準は、すべての連邦州法に盛り込まれている - 森林所有者は森林管理計画に基づき、森林を伐採することが可能で、伐採許可に関する制度は特にない - 森林管理は連邦州当局によって定期的にモニタリングされており、連邦州法に違反する場合は法的に処罰される
名称	州森林法（State Forest Laws（Landeswaldgesetze））
所管	各州の森林担当省庁
概要	- 憲法上の規定および連邦森林法による枠組みに基づき、ドイツのすべての州は独自の州森林法を制定している - 州森林法は一般に、連邦森林法の基本構造と主要な規定を踏襲しているが、以下の点などにおいて相違がみられる - 森林の持続可能な経営（SFM）の法的定義および森林施業に関する最低要件 - 防護機能・社会的機能の確保や環境影響評価（EIA）の要件、 - 保護森林に関する規定 - 森林行政および州有林事業体の組織構成・任務・責任 - 森林部門への公的支援 - 罰則規定

Source: 林野庁「[クリーンウッド利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集](#)」、[スペイン下院国会議員会議公開資料](#)からNTTデータ経営研究所作成

海外事例調査 | ドイツ



- ・ドイツは、気候変動への適応と生物多様性の確保を柱に、森林の多様な生態系サービスを2050年に向けて長期的に維持・強化する戦略を明確にしている

森林に関する政策・法規制

名称	Forest Strategy 2050
所管	ドイツ連邦食糧・農業・消費者保護省（Federal Ministry of Food, Agriculture and Consumer Protection）
概要	・ドイツの森林が持つ多様な生態系サービスを、人々・社会・自然・経済のために維持しつつ、変化する気候条件に適応させることを目的とした戦略
主な内容	【2050年までの戦略のマイルストーン】 ① 気候保護： 国内林業由来の木材利用による気候保護、気候保護サービスへの対価付与、森林内への風力発電設備の導入によるエネルギー供給 ② 気候変動への適応： 森林転換の強化、気候変動モニタリングの実施、森林の気候変動適応に向けた枠組みと対策の策定 ③ 生物多様性と森林自然保護： 森林における生物多様性の向上、森林自然保護の概念の実施、生物多様性の変化モニタリング、この分野における協力とネットワークの強化、森林生物多様性への外的脅威要因の抑制 ④ 土壌と水： 森林土壌の拡大・保全に関する情報の充実、森林土壌への有害物質の流入削減、森林を景観水管理の概念に統合すること、林業において水管理の重要性に配慮した意思決定の推進

Source: [UNEP | Forest Strategy 2050](#)、[ドイツ連邦食料・農業・消費者保護省 | Forest Strategy 2050](#)

海外事例調査 | ドイツ



- ドイツは、生物多様性国家戦略（NBS2030）を具体的な行動計画に落とし込み、進捗管理と見直しを前提とした実行型の政策運用を行っている

生物多様性に関する政策・法規制

名称	生物多様性国家戦略（NBS 2030: National Biodiversity Strategy 2030）
所管	ドイツ連邦環境・気候行動・自然保護・原子力安全省 （Federal Ministry for the Environment, Climate Action, Nature Conservation and Nuclear Safety）
概要	2024年12月に連邦内閣によって採択され、合計21の行動領域と64の目標のもとで、生物多様性の保全に関連する重要な問題をひとつの戦略としてまとめている - 種の保護や生態系の回復を含む包括的な生物多様性の目標に加えて、都市の自然、気候変動、デジタル化、再生可能エネルギーの利用拡大、経済および財政問題といった現在の他の課題にも取り組む内容となっている

名称	First Action Plan of NBS 2030 2024-2027
所管	ドイツ連邦環境・気候行動・自然保護・原子力安全省
概要	- NBS 2030 を実施するための第1次アクションプランは、2030年までに NBS の目標を達成するための最初の施策パッケージで、2024年から2027年にかけての施策が盛り込まれている - 同プランでは、施策の内容、各施策と NBS 2030 の各目標および重点分野への対応、実施年度、担当する省庁を明確に示している。施策の実施状況は毎年レビューされ、必要があれば軌道修正が行われる 2027年には NBS 2030 の実施状況評価が行われる予定。施策の進捗と、指標に基づく目標達成状況が重点的に分析される 2027～2030年に対応する第2次アクションプランは、この評価結果に基づいて策定され、2030年までに戦略目標を達成するための追加・修正された施策を盛り込むことになる

Source: [ドイツ連邦環境・気候行動・自然保護・原子力安全省 | National Biodiversity Strategy 2030 \(NBS 2030\)](#)

海外事例調査 | ドイツ



- ドイツでは、国家森林インベントリを中核に、森林資源・生物多様性に関するデータを標準化・公開し、研究や政策に活用できる体制を整備している

森林に関する公表データの一覧

データ名	概要	提供機関	データ項目	提供形態	想定利用者
German National Forest Inventory (Bundeswaldinventur – BWI)* ¹	- National Forest Inventoryの結果を掲載したポータルサイト - データはエクセル表等でダウンロード可能 - 地図での表示も可能	Thünen Institute	- 森林面積 - 立木蓄積 - 森林成長量 - 木材伐採（伐採量） - 森林資源の損失 - 枯死木（デッドウッド）等	Web（map, data）	- 研究機関 - 林業従事者 - 政策立案者等
森林アトラス（Forest Atlas）* ²	地理空間データプラットフォームで、土地利用、森林などに関する研究・モニタリングデータを公開	Thünen Institute	- 樹種の分布と木材蓄積量 - 保護区としての森 - 森林土壌における炭素貯留 - 森林の炭素吸収源 等	- 標準化された形式（OGC 準拠のインターフェース等） - インタラクティブマップで可視化 - GIS、R、Pythonなどで加工・利用することも可能	- 研究機関 - 林業従事者 - 政策立案者等
生育地アトラス（Living Atlas）* ³	ドイツにおける種の観察記録を可視化し、科学研究や自然保護などの専門的な用途だけでなく、自然に関心のある一般の人々にも利用しやすくすることを目的とする	NFDI4Biodiversity, Global Biodiversity Information Facility	種の出現記録	- ウェブ上で閲覧可能 - データセットのDLも可能	- 研究機関 - 林業従事者 - 政策立案者 - 一般等

Source: * 1. [BUNDESWALDINVENTUR](#)

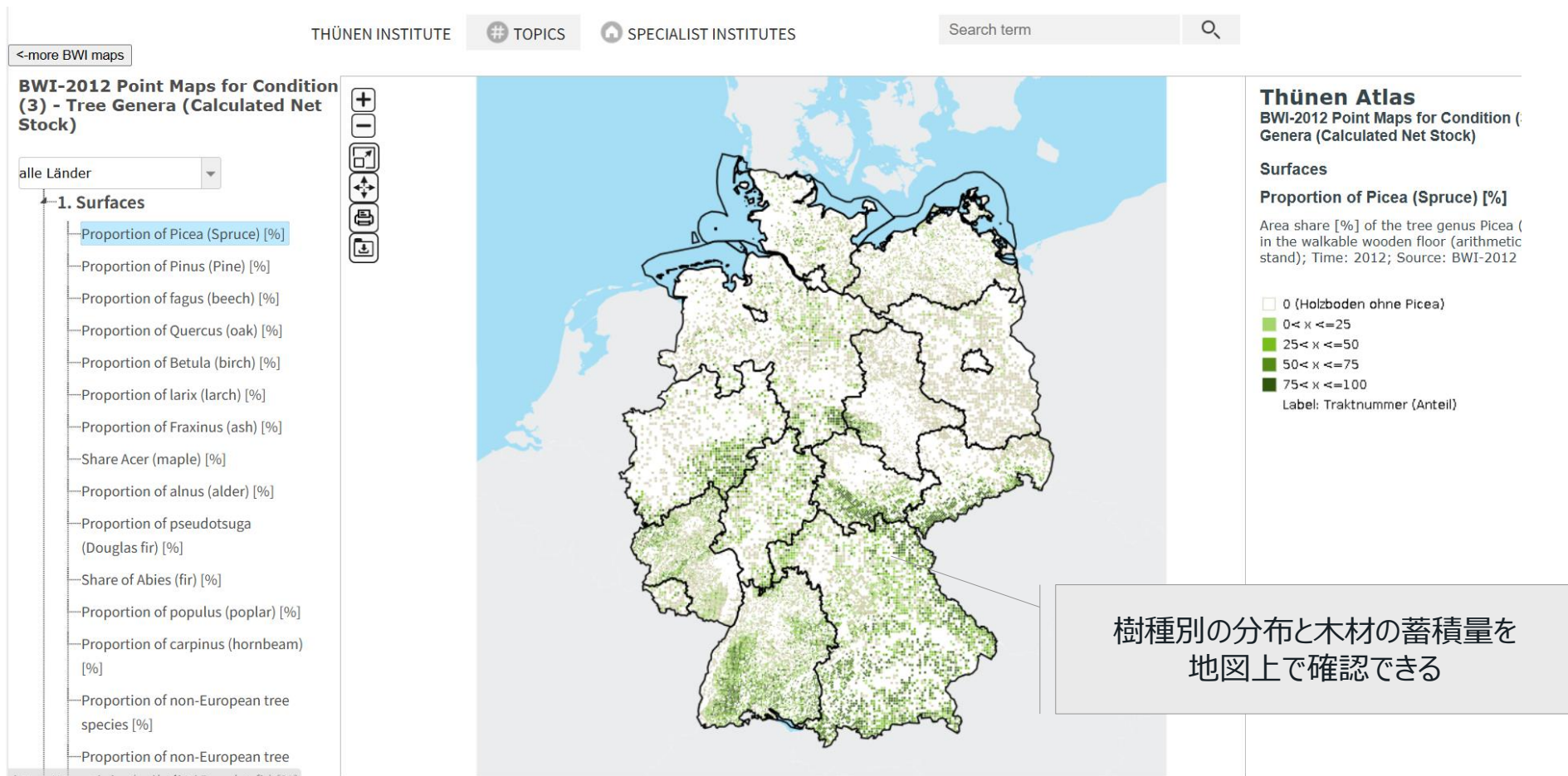
* 2. [Thünen Atlas](#)

* 3. [Living Atlas of Nature in Germany \(LAND\) - Living Atlas of Nature in Germany](#)



- 森林アトラスでは、森林の樹種別の分布や木材蓄積量等のデータを地図上で確認できる

森林アトラス (Forest Atlas)



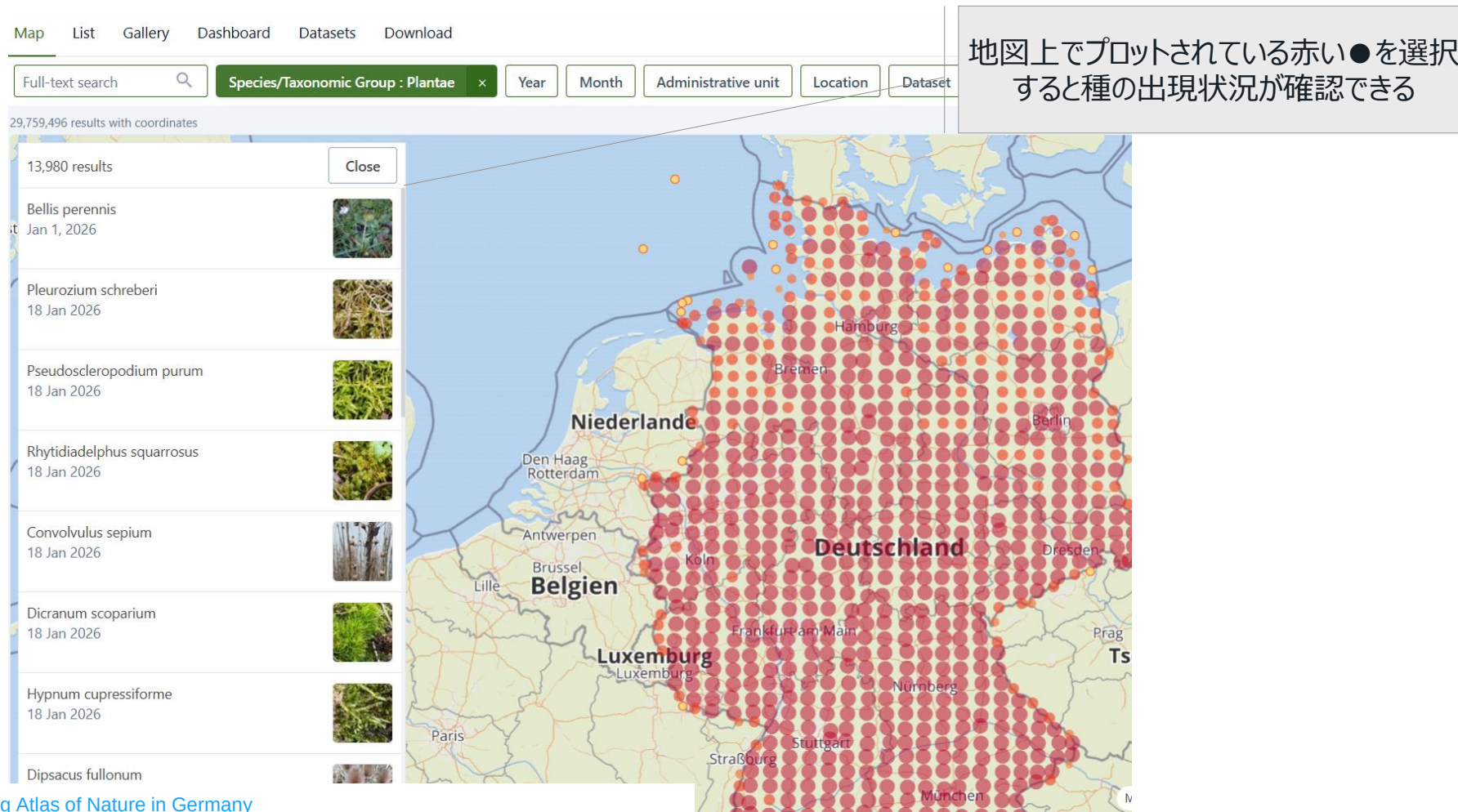
Source: [Thünen Institute](#) | [Waldatlas Deutschland](#)

海外事例調査 | ドイツ



- 生育地アトラス（Living Atlas）では、種の出現記録を地図上で可視化できる

生育地（Living Atlas）



Source: [Living Atlas of Nature in Germany](#)

海外事例調査 | カナダ



- カナダは、約3億6700万ha（国土の37%）の森林を有し、世界第3位の森林大国
- 所有形態は州政府が主体で、公有林は森林面積の9割を上回る

森林の基本情報（1/2）

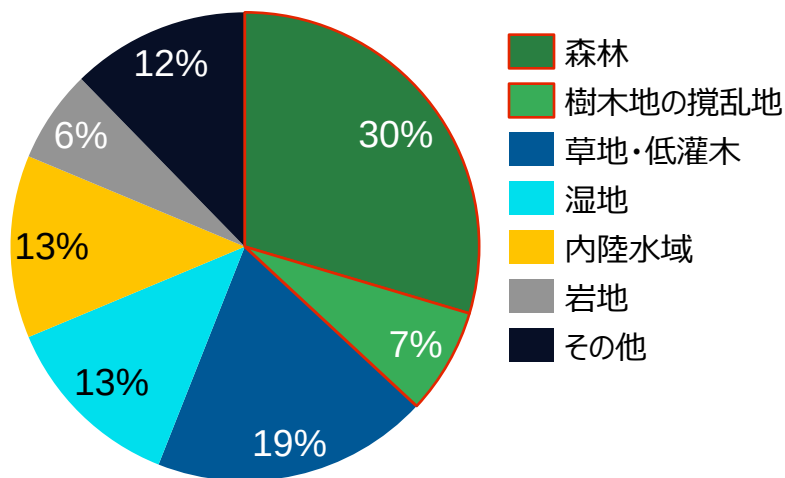
国土面積

- 約998万 km²（約9億9800万 ha）

森林面積*1

- 国土の37%（約3億6700万ha）を森林が占め、**世界第3位の森林大国**

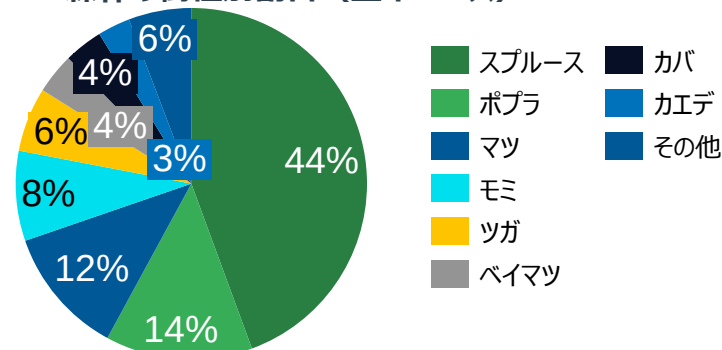
土地利用の構成割合



*樹木地の攪乱地とは、森林であった場所が自然災害や人的災害により一時的に植生が低下している地域

樹種別森林面積の割合*2

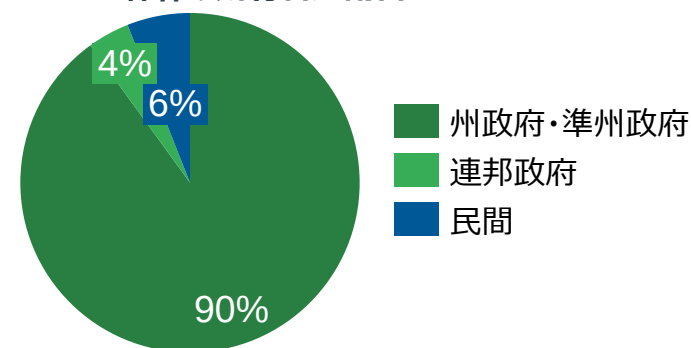
- 北方林では、主に針葉樹が多い
森林の樹種別割合（立木ベース）



所有者別森林面積の割合*2

- 9割超が公有林で、私有林は6.6%程度

森林の所有者別割合



Source: *1 [Statistics Canada | Census of Environment: Land cover, 2020](https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/28-263-x/2020001/article/00001-eng.htm)

*2 [カナダ政府 | Forest inventory](https://www2012.statcan.gc.ca/n/pub/28-263-x/2012001/article/00001-eng.htm)

海外事例調査 | カナダ



・ カナダは、公有林を基盤に世界有数の木材・木製品輸出国として成立している

森林の基本情報（2/2）

年間伐採量*1 （木材供給量）

- ・ 2023年度の工業用丸太の収穫量は**1億1,490万m³**
- ・ 面積ベースでは2023年度は**670,000ha**の森林が伐採されており、これは森林面積の約**0.2%**に相当する

品目別 木材輸入量*2

- 【2024年度】
- ・ 丸太 3.2億ドル
 - ・ 合板 約 6.3億ドル
 - ・ 広葉樹製材 約 3.8億ドル
 - ・ 針葉樹製材 約 2.7億ドル 等

品目別 木材輸出量*2

- 【2024年度の木材・木製品輸出量】
- ・ 針葉樹材 88億ドル
 - ・ 新聞用紙 15億ドル
 - ・ 印刷・筆記用紙 23億ドル
 - ・ 構造用木質パネル 36億ドル
 - ・ パルプ 79億ドル
 - ・ その他 133億ドル
- 【特徴】
- ・ **木材・木製品の輸出において世界をリードしており、特に針葉樹材等においては、世界トップ**

林業の 産業としての 位置づけ*1

- ・ 森林セクターはカナダの経済において重要な役割を果たしており、2024年の名目GDPへの寄与は307億カナダドル。直接雇用は19万人以上

森林認証の 取得率*3,4

- ・ CSA(Canadian Standards Association)、SFI(Sustainably forestry Initiative Program)、FSCの3種類の認証制度あり
- ・ CSAとSFIはPEFCによって相互認証されている制度であり、同制度のもとで1億2789万ha（約35%）が認証済み
- ・ FSC認証は4,599万ha（約13%）が認証済み
- ・ 上記の内、2,026万haは二重認証を得ている



Source: *1 [カナダ政府 | The State of Canada's Forests: Annual Report 2025](#)

*2 [カナダ政府 | Imports value - Canada.ca](#)

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

Source: *3 [Forest management certification in Canada - Natural Resources Canada](#)

*4 [FPAC | 2025 Year end SFM Certification Summary CANADA](#)

*5 [FSC Canada | Annual Report](#)



株式会社NTTデータ経営研究所



- ・カナダでは伐採に関するルールは州法で定められている一方で、自然環境の保護、生物多様性の保護などの規制は連邦法で定められている

森林に関する政策・法規制

名称	各州における州法
所管	各州政府
概要	【カナダの森林法制の全体構造】 ・カナダでは森林の所有構造が公有林、特に州有林がメインであることから、州政府が森林管理の主体 ・州・準州が森林法・規則・政策を制定・執行している ・州等が定める法制度はすべて 持続可能な森林管理（SFM）原則に基づく ・州法は土地利用計画の義務化、先住民権利保護、野生生物の生息地の保全、木材伐採の規制、森林の再生義務などを規定
主な内容	【森林の伐採に関する規制】 ・伐採にあたっては、森林管理計画（Forest management plans）の州政府への提出が必要 ・計画に基づき、州政府より許可・権利（forest tenures）が付与される 【モニタリング】 ・州および準州は、公有林で操業する林業企業のモニタリングを実施。具体的には以下を実施 ➢ すべての森林企業に対し、操業内容の正式な報告を義務付ける ➢ 法律および規制を遵守しているかを確認するための監査を実施する ➢ 警告、罰金、その他の制裁を科す重大な違反については、司法制度を通じて起訴する ・林業活動は、公有地での木材伐採を許可されていることに対して企業が政府に支払うべきロイヤリティを把握するためにも実施 【連邦法との関連】 ・州および準州の法律・規則は、森林に適用される包括的な連邦法や、カナダが署名している国際協定の要件にも対応している 【連邦法の例】種の危機法、漁業法、渡り鳥条約法、植物防疫法 【国際協定の例】生物多様性条約、ワシントン条約

海外事例調査 | カナダ



- ・ 森林に関する戦略として、カナダ森林大臣協議会による「A Shared Vision for Canada's Forests: Toward 2030」が公表されている

森林に関する政策・法規制

名称	A Shared Vision for Canada's Forests: Toward 2030
所管	カナダ森林大臣協議会（CCFM: Canadian Council of Forest Ministers）
概要	・ カナダ森林大臣協議会（CCFM）が策定した森林戦略文書 ・ 法的拘束力はなく、州・準州・連邦の森林政策が共有する共通ビジョンとしての位置づけ
主な内容	【ビジョン】 ・ 「カナダの持続可能な森林管理は、レジリエンスを備えた健全な森林を維持し、それらの森林が活力ある地域社会、先住民とのより強固な協働、そして競争力のある経済を支えていく」 【戦略の重点領域】 ・ 重点領域としては以下が挙げられている ➢ 先住民との協働 ➢ イノベーション推進 ➢ 森林火災や他の攪乱 ➢ 気候変動 ➢ 環境レピュテーション ・ 上記の環境レピュテーションの中で、森林は、国内に存在すると推定される約14万種の動植物、微生物のうち、約3分の2の生息地となっており、リスクにさらされている種を適切に管理し、保護・保全するためには、科学的根拠に基づく協働につながる研究が必要とされている



- カナダでは、連邦政府が昆明・モンリオール世界生物多様性枠組みおよび関連する生物多様性条約の履行を推進するための、実質的なチェックポイントを備えた透明性と説明責任の枠組みを構築している

森林に関する政策・法規制

名称	2030年自然戦略と自然に関する説明責任法案（2030 Nature Strategy and Nature Accountability Bill）
所管	カナダ環境・気候変動省（ECCC: Environment and Climate Change Canada）
概要	- 昆明・モンリオール生物多様性枠組（KMGBF）をどのようにカナダが実施していくかの道筋を示す - KMGBFの23のターゲットすべてに対応している - カナダにおける生物多様性の喪失を食い止め、逆転させるために必要な変革を実現するための行動指針を示している
主な内容	【2030年への道筋のための6つの柱】 - 先住民族の権利を認識し、支持し、実施し和解を進めること（なぜなら先住民族は土地、水域、氷の元来の管理者である） - 全政府、全社会的アプローチを採用し、政策の整合性を実現し、社会のあらゆるセグメントの強みを結集して必要な解決策を構築・提供する - 強靱な経済を支援し、効率性と確実性を向上させる（なぜなら私たちの繁栄が健全な環境に根ざしているから） - 地域の違いを反映し、コミュニティを支援し、柔軟なコミュニティベースのアプローチを採用することで、現場の行動を促進する - 利用可能な最良の科学と知識を活用し、新たな洞察を取り入れ情報を共有し、西洋の科学と先住民族の知識に同等の重みを与える - 統合的で全体的なアプローチを採用し、行動が包括的かつ透明であることを確保する 【自然に関する説明責任法案】 2030 Nature Strategyを法制度面から担保するための枠組み法で、生物多様性に関する透明性と説明責任の制度化を目指す - 主な内容は、国家自然戦略の策定を法的義務化、戦略の実施状況を定期的に国会へ報告、専門家・先住民知識を含む助言体制の確保、将来政権による後退（policy backsliding）の防止

海外事例調査 | カナダ



- カナダでは、継続的な森林計測プログラムにより収集された各種データがCanada's National Forest Inventory (NFI) のウェブサイトで公表されている

森林に関する公表データの一覧

データ名	概要	提供機関	データ項目	提供形態	想定利用者
Canada's National Forest Inventory (NFI) *1	2008年から継続的に実施されている*2森林計測プログラム - カナダ全土に設置されたサンプリングポイントで継続的に地表データを測定	Canada's National Forest Inventory (NFI)	- 土地利用状況 - 森林タイプ×年齢別の面積 - 所有者別面積 - 樹種別×年齢別面積 - 材積 - 炭素蓄積量 - 地図データ	- 統計データのサマリーはpdf、csv - Plotデータ	州政府関係者、研究者、政策立案者等を想定していると考えられる

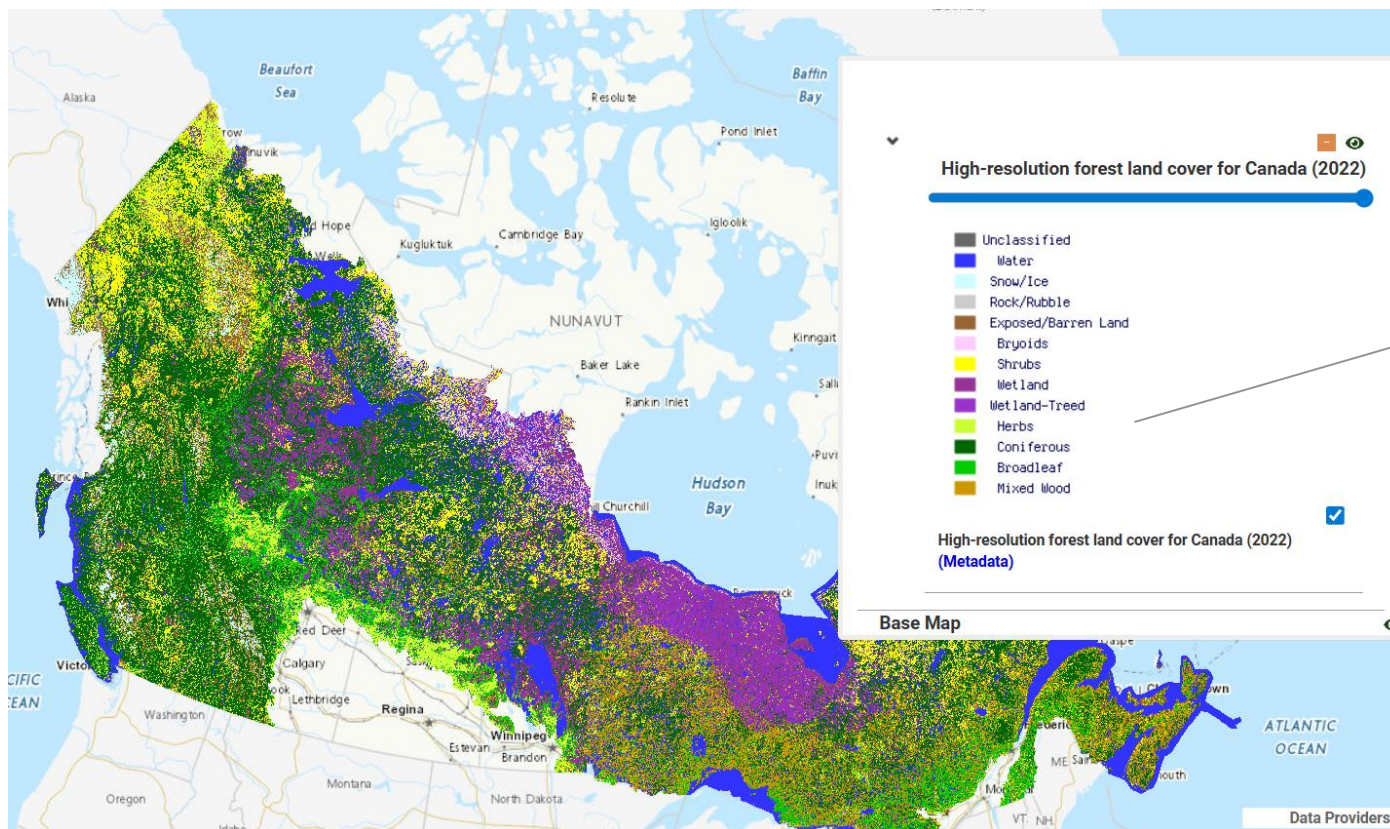
*1:[NFI](#)

*2: 前身のCanada's Forest Inventory(CanFI) は1981年から実施



- Canada's National Forest Inventoryは、全国の継続的な調査に基づき、森林資源・生物多様性データを地図として可視化・公開し、研究や政策に活用できる基盤を提供している

Canada's National Forest Inventory (1/2)



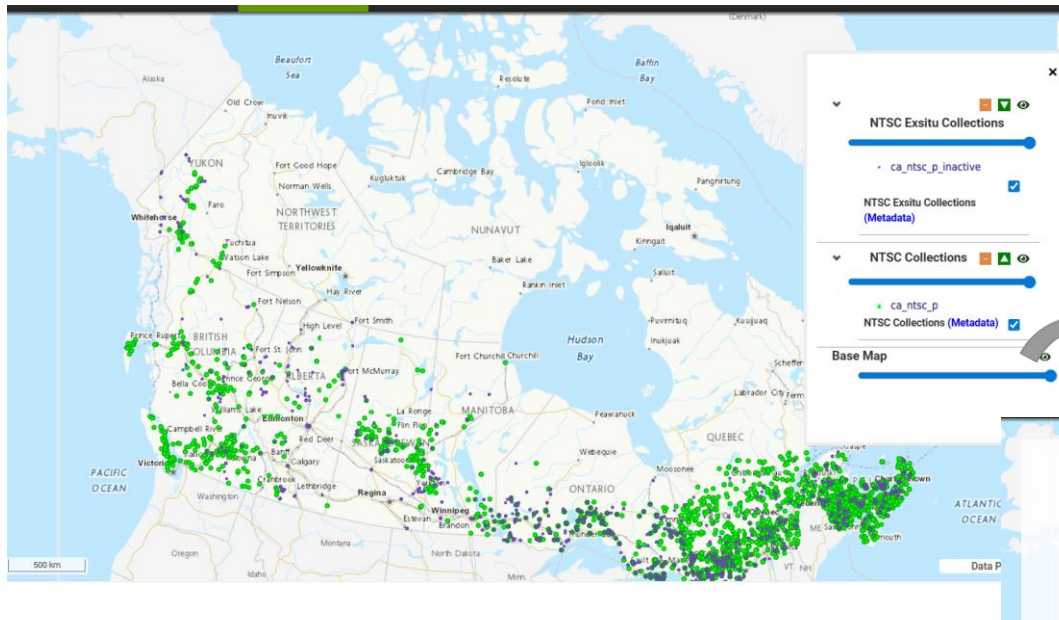
- マップ形式で各種データの確認が可能
- 土地被覆、保護エリア、森林の所有形態、原住民の言語による土地の呼称など様々なデータが整備されている

Source : [Canada's National Forest Inventory](#)

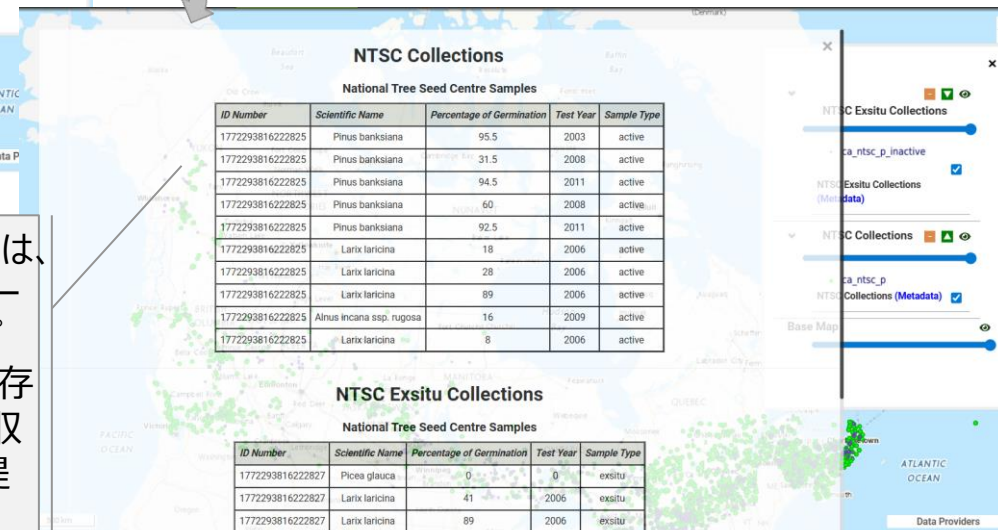


- Canada's National Forest Inventoryは、全国の継続的な調査に基づき、森林資源・生物多様性データを地図として可視化・公開し、研究や政策に活用できる基盤を提供している

Canada's National Forest Inventory (2/2)



- 森林の生物多様性のデータ地図には、National Tree Seed Centreのデータセットが含まれており、地図上のプロットをクリックすると、研究および保存のために遺伝資源サンプルがどこで収集されたか、発芽率などの情報が提供されている



海外事例調査 | 韓国



- 韓国は国土の63%を森林が占め、森林構成は針葉樹、広葉樹、混交林が比較的均衡している
- 所有形態は、民間が66%を占めている

森林の基本情報（1/2）

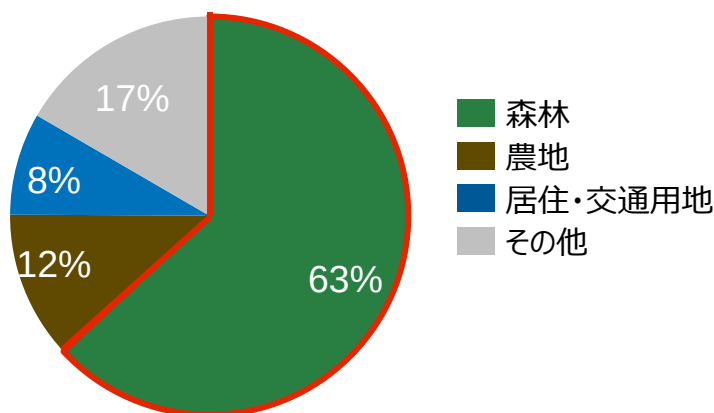
国土面積*1

- 約10万 km²（約1,000万 ha）

森林面積*2

- 国土の63%（約630万ha）を森林が占める
- OECD諸国の中で、森林率は日本に次いで世界第4位*3

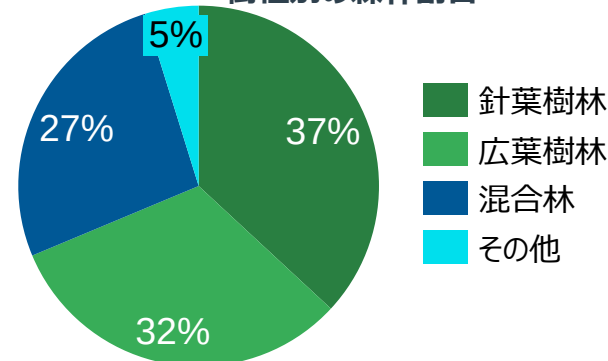
土地利用別の構成割合



樹種別の森林面積*3

- 針葉樹林が37%、広葉樹林が32%、混合林が27%となっており、**針葉樹と広葉樹が比較的均等な割合で構成**されていることが特徴

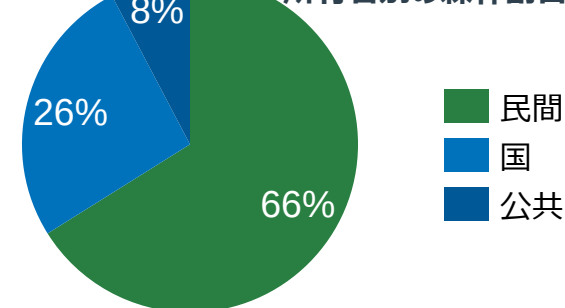
樹種別の森林割合



所有者別の森林面積*3

- 民有林が66.1%、国有林が26.2%、その他公有林が7.7%

所有者別の森林割合



Source: *1. [Korean Forest Service Forestry Statistics System](#)
 *2. [The National Atlas of Korea](#) |
 *3. [韓国山林庁 | Forest In Korea > Korean Forests at a Glance](#)

海外事例調査 | 韓国

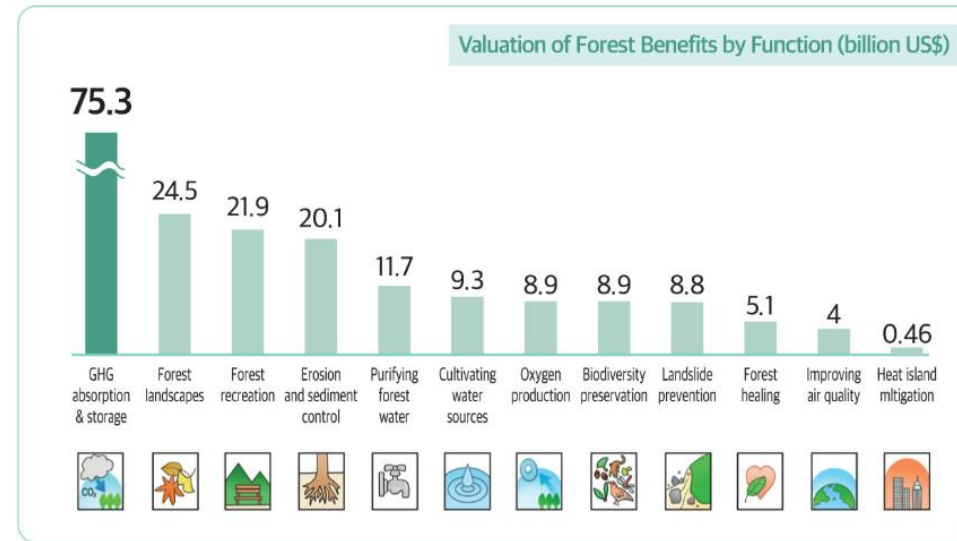


- 韓国では、木材需要を輸入に大きく依存するも、森林産業は雇用と経済に一定の規模で貢献している
- 森林の多面的機能について、経済的価値も高く評価されている

森林の基本情報（2/2）

年間伐採量*1 (木材供給量)	2022年度で474.2万m³ - 面積としては10.7万ha
品目別 木材輸入量*2	【2022年度】 木材輸入量 2,416万m ³
品目別 木材輸出量*2	【2022年度】 木材輸出量 21万m ³
年間伐採量*1 (木材供給量)	2021年において、森林産業の収入は1,240億USD、従事者数は612,000人、企業数は163,000社にのぼる*1 森林の多面的機能から得られる利益の金銭価値は1,990億USDと試算されている
森林認証の取得率	- PEFCの認証は約70万haが取得済み - FSCとの二重認証は2023年時点で3.4万ha - FSC認証は2026年時点で3.6万ha

森林の機能から得られる利益の金銭的価値



*1:森林資源の創出、管理、保全・復元、開発、生産、そして利用を含む

海外事例調査 | 韓国



- ・ 森林の伐採に関しては、行政機関の許可または事前の届出が必要であり、保護対象エリアの森林は伐採を原則してはならないこととなっている

森林に関する政策・法規制

名称	森林法（Act on Forestry）
所管	韓国山林庁
概要	・ 韓国の森林政策の基本法。森林の多面的機能の増進と林業の発展を図ることで、国民生活の向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする ・ 「森林の保全と利用の調和を図り、持続可能な森林経営を実現すること」を基本理念としている
主な内容	【基本理念】 ・ 森林は国土保全と林産物生産の基盤として、国家発展と生命体の生存に不可欠な資産であり、保全と利用を調和させた持続可能な森林経営を基本理念とする 【国・地方自治体、森林所有者の責務】 ・ 森林の保全、公益機能の増進、林業の発展、山村の振興等に関する総合的な施策の策定・実施義務を負う ・ 森林所有者は持続可能な森林経営に努める義務を負う

Source: [韓国山林庁 | Framework act on forestry](#)

名称	Creation and Management of Forest Resources Act（森林資源の創出及び管理に関する法律）
所管	韓国山林庁
概要	・ 森林資源を持続的に創出・管理するための基本法 ・ 森林の保全と利用の調和を図り、環境保全と国土保全に寄与することを目的とする ・ 森林創出計画の策定、森林施業の基準、伐採および再生林の義務、保安林制度、森林所有者の責務等を定める
主な内容	【森林の伐採についての規程】 ・ 第36条（立木の伐採等）で、原則、森林の伐採には行政機関等の許可または事前届出が必要とされている ・ 文化遺産や保護対象となっているエリアの伐採は禁止（行政機関等は伐採の許可を原則してはならない）

Source: [韓国山林庁 | Creation and management of forest resources act](#)

海外事例調査 | 韓国



- 韓国は、森林を「産業・福祉・生態系」の三つの価値から捉え、雇用創出と国民生活の質向上、生態系保全を統合的に進める長期的な国家森林政策を展開している

森林に関する政策・法規制

名称	第6次国家森林計画（The 6th National Forest Plan）
所管	韓国山林庁（Korean Forest Service）
概要	- 国家森林計画は、山林庁が策定する最上位の森林政策計画で、長期的な森林管理、利用の方向性を示すもの - 現在は第6次国家森林計画（2018～2037年）が実施中
主な内容	【基本ビジョン】 - 第6次計画では以下の3つの森林像を柱としている ➢ 雇用を創出する「産業としての森林」 ➢ 国民が享受する「福祉としての森林」 ➢ 人と自然の共生を目指す「生態系としての森林」 【政策の方向性】 「産業としての森林」の整備を通じて、質の高い雇用の創出、安全で健全な生活環境の形成、そして国民へのクリーンな森林製品の供給を目指している 「福祉としての森林」の充実により、都市森林、森林教育、森林レクリエーション、森林レジャー、森林セラピーなどの森林福祉サービスを拡充し、国民の生活の質の向上を図る 「生態系としての森林」に関しては、人と自然が共生する場として森林を位置付けている - 上記の他、森林火災や土砂災害から国民を守るため、安全な森林管理の強化にも取り組んでいる



- 韓国は、昆明・モンリオール生物多様性枠組に整合した国家戦略の下、生物多様性の保全・持続可能な利用・主流化を統合的に進めている

森林に関する政策・法規制

名称	第5次国家生物多様性戦略（Fifth National Biodiversity Strategy 2024–2028）
所管	韓国気候・エネルギー・環境省（Ministry of Climate, Energy and Environment）
概要	- Convention on Biological Diversityに基づく最上位計画で、2023年12月に策定され、対象期間は2024～2028年 - 昆明・モンリオール生物多様性枠組（GBF）に整合して設計されている
主な内容	【2050年のビジョン・目標】 2050年ビジョンとして、「人と自然が調和し、その恩恵を公平に分ち合う持続可能な社会の実現」を掲げ、これに関連する目標としては、自然生態系の面積、種多様性および遺伝的多様性の維持、自然の恩恵へのアクセスの評価・維持・強化、遺伝資源の利用および利益配分（ABS）を通じた生物多様性保全への貢献、ならびに戦略の完全実施に向けたあらゆる手段の動員が示されている 【2030年に向けた目標】 2030年に向けた目標については、3つのテーマに基づき、合計21のターゲットが設定されている 1つ目のテーマ「生物多様性への脅威の削減」として、空間計画を通じた管理強化、生態系回復による自然資本価値の向上、保護地域の拡大と地域社会への利益還元、保護種および遺伝的多様性の管理強化、野生生物検疫・管理の安全性向上、侵略的外来種対策の強化、生物多様性に有害な汚染の削減、自然を活用した気候変動対策などが含まれる 2つ目のテーマは、「持続可能な利用と利益配分の拡大」として、農業・林業・漁業・養殖業における持続可能性の促進、生態系サービスの維持・強化、都市における生物多様性の向上、遺伝資源から得られる利益の共有拡大が掲げられている 3つ目のテーマは、「実施および主流化の強化」として、生物多様性の価値を社会のあらゆる側面に組み込むこと、ESG経営との連携、持続可能な消費の促進、遺伝子組換え生物や新興バイオ技術の安全管理、有害補助金の段階的廃止と環境配慮型インセンティブの拡大、生物多様性分野への資金動員、国際貢献の拡大、普及啓発や研究の推進、実施体制の強化、ならびに多様なステークホルダーの参加確保が含まれる



- 韓国では、CHM（Clearing-House Mechanism※¹）やGBIF（Global Biodiversity Information Facility※²）等を通じて、生物多様性・森林に関する種情報・分布・政策データが統合的に公開されている

森林に関する公表データの一覧

データ名	概要	提供機関	データ項目	提供形態	想定利用者
CBD Clearing-House Mechanism Korea※ ¹	- 生物多様性条約に基づくクリアリングハウス・メカニズム（CHM）の一環として構築されたウェブサイト - 生物多様性に関する包括的な情報を提供	National Biodiversity Center	- 生物種 - 種の分布情報 - 遺伝情報 - 保護地域 - 各種政策	Web（PDF等でDL可能）	研究機関、政府機関、NGO等
KBIF※ ²	GBIFの韓国事務局として機能する中核ノード	KBIF（データの提供はNARIS等）	- 種の出現記録 - 種の分類・基本情報 - 空間データ	Web	研究機関、政府機関、NGO等
National Institute of Ecology_Ecosystem Detailed Survey_Flora_Point※ ³	National Institute of Ecologyが実施した植物分野における精密生態系調査の結果に基づき構築された、空間情報ベースの生物情報システム	National Institute of Ecology	調査地点の位置情報（GPS座標）、植物の韓国名、学名（シノニム※³を含む）	GIS等	研究機関、政府機関、NGO等

*1: [CBD-CHM KOREA](#)

*2: [Korean Natural History Research Information System\(NARIS\)](#)

*3: [OPENAPI Detail | OPEN DATA PORTAL](#)

※1 Clearing-House Mechanism：生物多様性条約に基づき、各国の生物多様性に関する情報を共有・公開するための仕組み

※2 Global Biodiversity Information Facility：世界各国の生物多様性データを統合し、オープンアクセスで提供する国際的な情報基盤

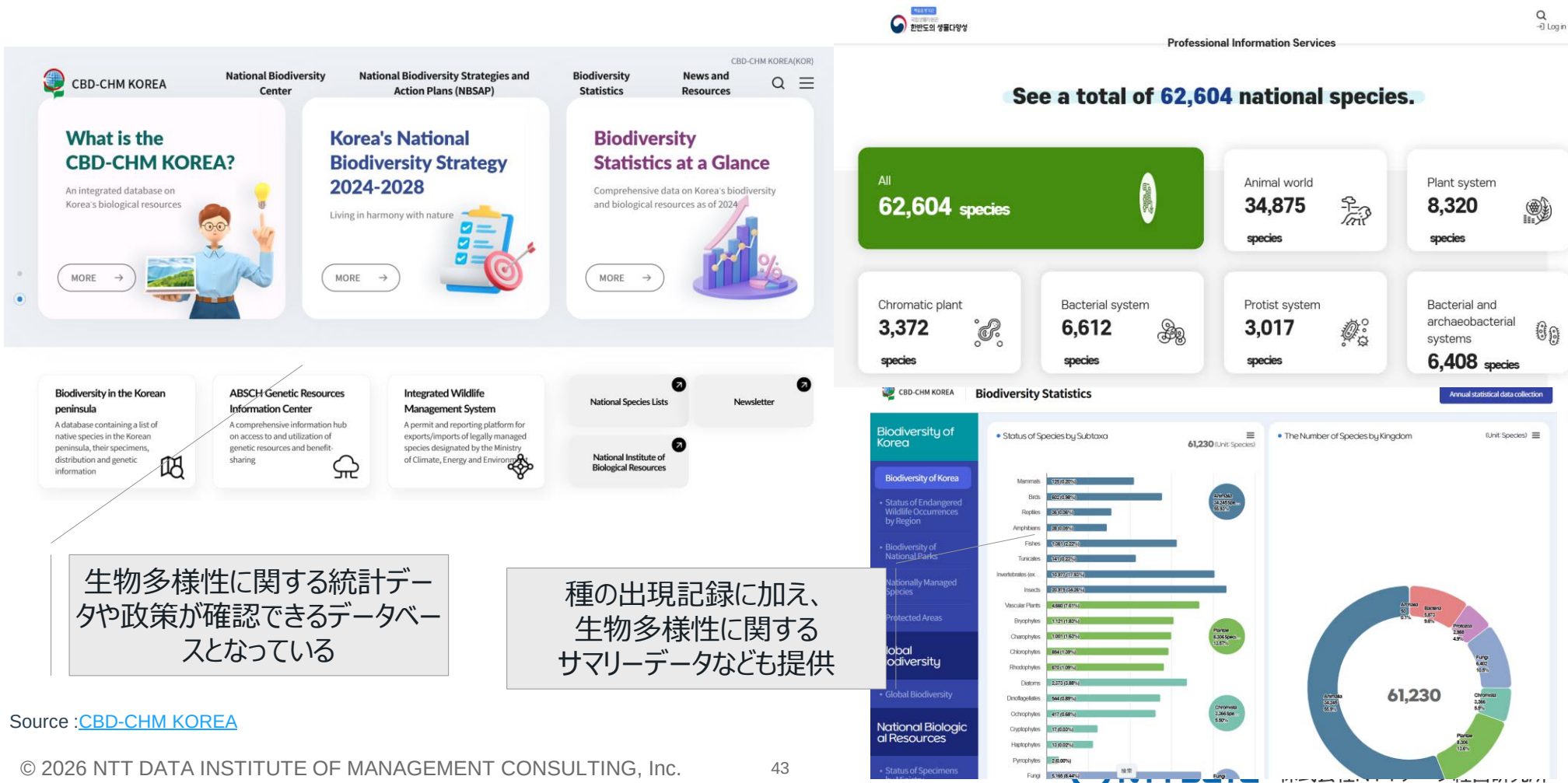
※3 シノニム：同一の種や属などの分類群に対して付けられた複数の学名

海外事例調査 | 韓国



- CBD Clearing-House Mechanism Koreaは、種の出現記録や韓国内の生物多様性に関する統計データ、政策などが確認できる包括的な情報プラットフォームとなっている

CBD Clearing-House Mechanism Korea



生物多様性に関する統計データや政策が確認できるデータベースとなっている

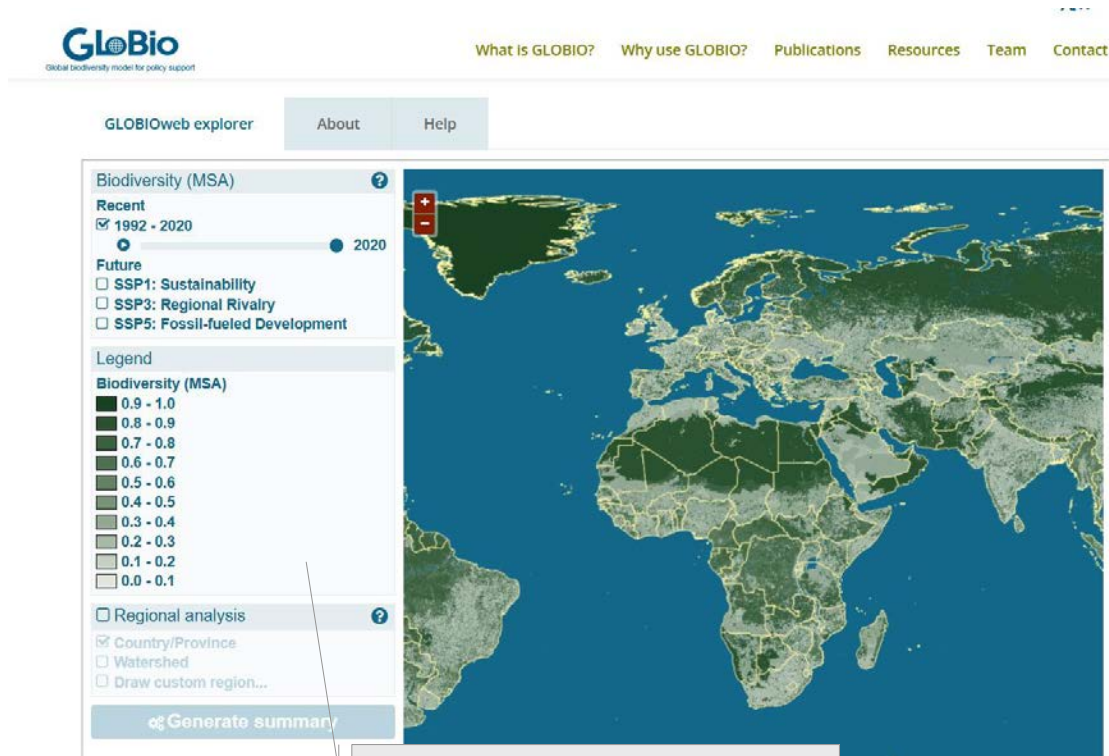
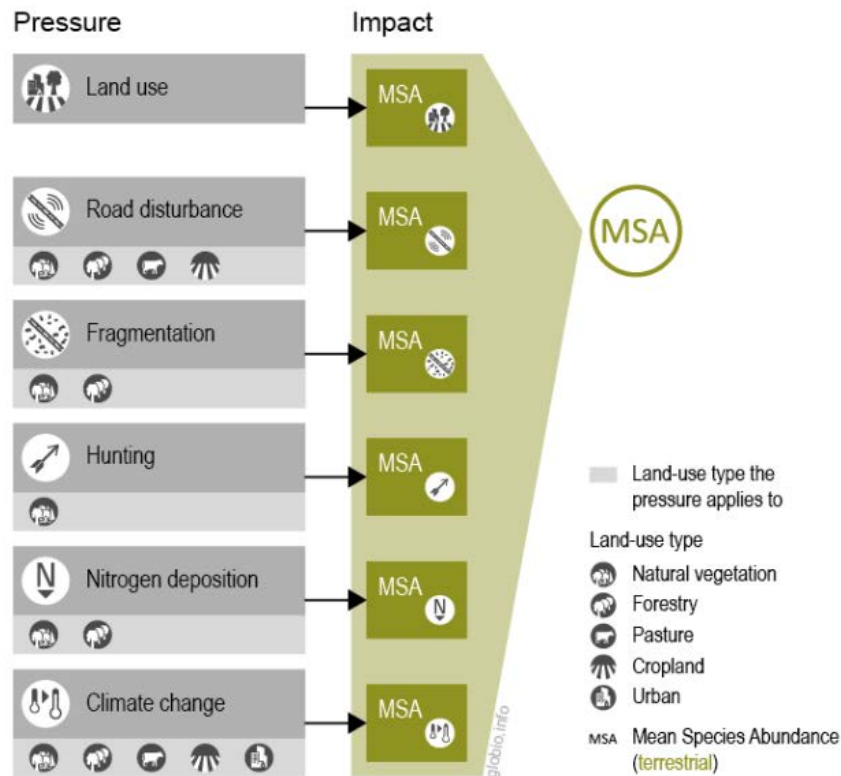
種の出現記録に加え、生物多様性に関するサマリーデータなども提供

その他 | GLOBIO

- オランダ環境評価庁が中心となり、UNEPなどの国際機関・研究機関と連携して開発されGLOBIOは、土地利用や気候変動など人間活動が生物多様性に与える影響を定量化し、将来シナリオも含めて評価する政策支援向けのグローバル生物多様性モデル。生態系の健全度を平均種多様度（MSA）で示し、地図や地域別分析として可視化している

GLOBIO

Model structure of GLOBIO



平均種多様度(Mean Species Abundance)の程度を地図で可視化

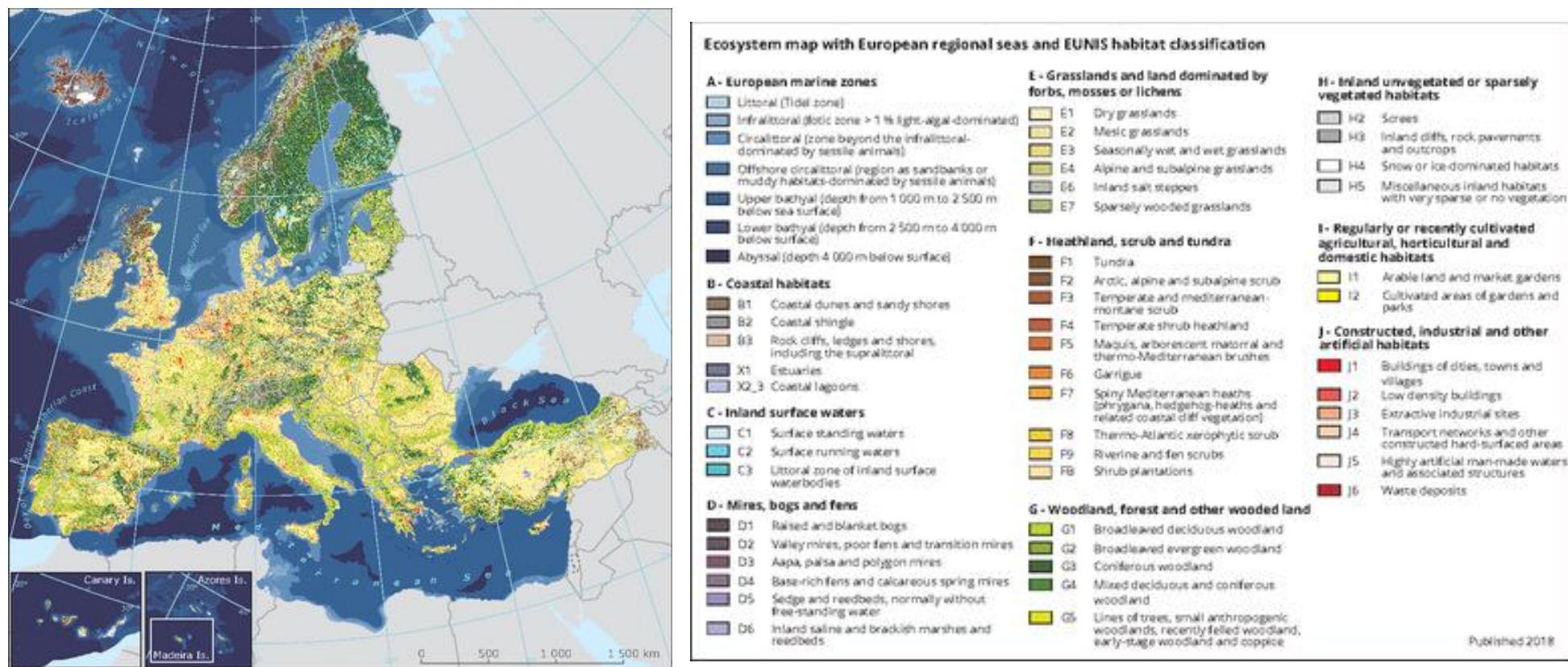
Source : [GLOBIO | What is GLOBIO?](#)

© 2026 NTT DATA INSTITUTE OF MANAGEMENT CONSULTING, Inc.

その他 | 欧州環境庁のエコシステムマップ

- EEAは、EUNIS分類に基づくEU全域の公式「生態系タイプマップ」をMAES（Mapping and Assessment of Ecosystems and their Services）の枠組みで提供している

Ecosystem type map





Lighting the way
to a brighter society